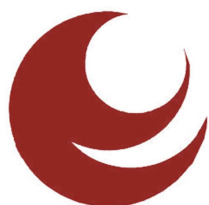


# 地域森林計画書

(高梁川上流森林計画区)

計画期間

自	令和	3年	4月	1日
至	令和13年	3月	31日	



広島県

# 目 次

はじめに.....	1
<b>I 広島県の基本方針.....</b>	<b>3</b>
<b>第1 広島県的基本的な考え方.....</b>	<b>3</b>
<b>第2 広島県が定める目標.....</b>	<b>4</b>
1 森林資源経営サイクルの構築.....	4
2 森林資源利用フローの推進.....	4
3 山地災害防止に向けた取組.....	5
4 森林の公益的機能の維持.....	6
<b>II 計画区の概要.....</b>	<b>7</b>
<b>第1 計画区の位置.....</b>	<b>7</b>
<b>第2 自然的条件.....</b>	<b>7</b>
1 地形.....	7
2 気候.....	7
3 地質及び土壌.....	7
<b>第3 社会経済的条件.....</b>	<b>7</b>
1 人口.....	7
2 産業.....	7
3 交通.....	8
4 土地利用.....	8
<b>第4 森林・林業の概況.....</b>	<b>8</b>
<b>第5 計画樹立に当たっての基本的考え方.....</b>	<b>9</b>
<b>III 計画事項.....</b>	<b>10</b>
<b>第1 計画の対象とする森林の区域.....</b>	<b>10</b>
<b>第2 計画量等.....</b>	<b>11</b>
1 前計画の実行結果の概要及びその評価.....	11
(1) 伐採立木材積.....	11
(2) 間伐面積.....	11

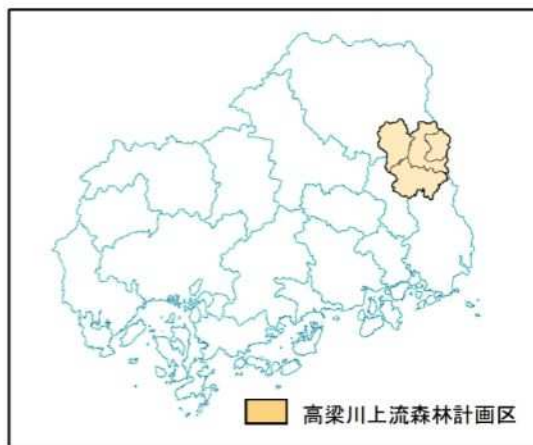
(3)	人工造林及び天然更新別面積	11
(4)	林道の開設及び拡張	11
(5)	保安林の整備及び治山事業	11
2	今期計画	12
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	12
(2)	間伐面積	12
(3)	人工造林及び天然更新別の造林面積	12
(4)	林道の開設及び拡張に関する計画	12
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	13
(6)	要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期	14
<b>第3</b>	<b>森林の整備及び保全に関する基本的な事項</b>	<b>15</b>
1	森林の整備及び保全の目標	15
2	森林の整備及び保全の基本方針	16
3	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	18
(1)	公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	18
(2)	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針	20
(3)	その他必要な事項	21
4	計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	22
5	その他必要な事項	22
<b>第4</b>	<b>森林の整備に関する事項</b>	<b>23</b>
1	立木竹の伐採（間伐以外）	23
(1)	立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	23
(2)	立木の標準伐期齢に関する指針	24
(3)	その他必要な事項	24
2	造林	26
(1)	人工造林に関する指針	26
(2)	天然更新に関する指針	27
(3)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	29
(4)	その他必要な事項	29
3	間伐及び保育	30
(1)	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に	

関する指針	30
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	31
(3) その他必要な事項	32
4 林道等の開設や林産物の搬出	33
(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	33
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方	33
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	34
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	34
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	35
(6) その他必要な事項	35
5 森林施業の合理化等	36
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針	36
(2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	36
(3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	37
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	37
(5) その他必要な事項	37
<b>第5 森林の保全に関する事項</b>	<b>38</b>
1 森林の土地の保全	38
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	38
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法	39
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	39
(4) その他必要な事項	39
2 保安施設	40
(1) 保安林の整備に関する方針	40
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	40
(3) 治山事業の実施に関する方針	40
(4) 特定保安林の整備に関する事項	41
(5) その他必要な事項	41

3	鳥獣害の防止	42
(1)	鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	42
(2)	その他必要な事項	42
4	森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等	43
(1)	森林病虫害等の被害対策の方針	43
(2)	鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	43
(3)	林野火災の予防の方針	43
(4)	その他必要な事項	43
<b>第6</b>	<b>保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>44</b>
1	保健機能森林の区域の基準	44
2	その他保健機能森林の整備に関する事項	44
<b>第7</b>	<b>その他必要な事項</b>	<b>45</b>
1	保安林その他制限林の施業方法	45
2	その他必要な事項	46
<b>(附)</b>	<b>参考資料</b>	<b>52</b>
1	森林計画区の概要	52
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	52
(2)	地況	53
(3)	土地利用の現況	55
(4)	産業別生産額	55
(5)	産業別就業者数	55
2	森林の現況	56
(1)	齢級別森林資源表	56
(2)	制限林普通林別森林資源表	68
(3)	市町村別森林資源表	69
(4)	所有形態別森林資源表	70
(5)	制限林の種類別面積	71
(6)	樹種別材積表	72
(7)	特定保安林の指定状況	72
(8)	荒廃地等の面積	72
(9)	森林の被害	72

(10) 防火線等の整備状況	72
3 林業の動向	73
(1) 保有山林規模別林家数	73
(2) 森林経営計画の認定状況	73
(3) 経営管理権及び経営管理実績権の認定状況	73
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	73
(5) 林業事業体等の現況	75
(6) 林業労働力の概況	75
(7) 林業機械化の概況	76
(8) 作業路網等の整備の概況	77
4 前期計画の実行状況	78
(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積	78
(2) 間伐面積	78
(3) 人工造林・天然更新別面積	78
(4) 林道の開設及び拡張の数量	78
(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画	78
ア 保安林の指定又は解除の面積	78
イ 治山事業の数量	78
5 今期計画の明細	79
(1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細	79
6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）	80
(1) 森林より森林以外への異動	80
(2) 森林以外より森林への異動	80
7 林分密度管理図	81
(1) スギ林の収量比数 $R_y$ による管理表	81
(2) ヒノキ林の収量比数 $R_y$ による管理表	82

図1-1 高梁川上流森林計画区の位置図






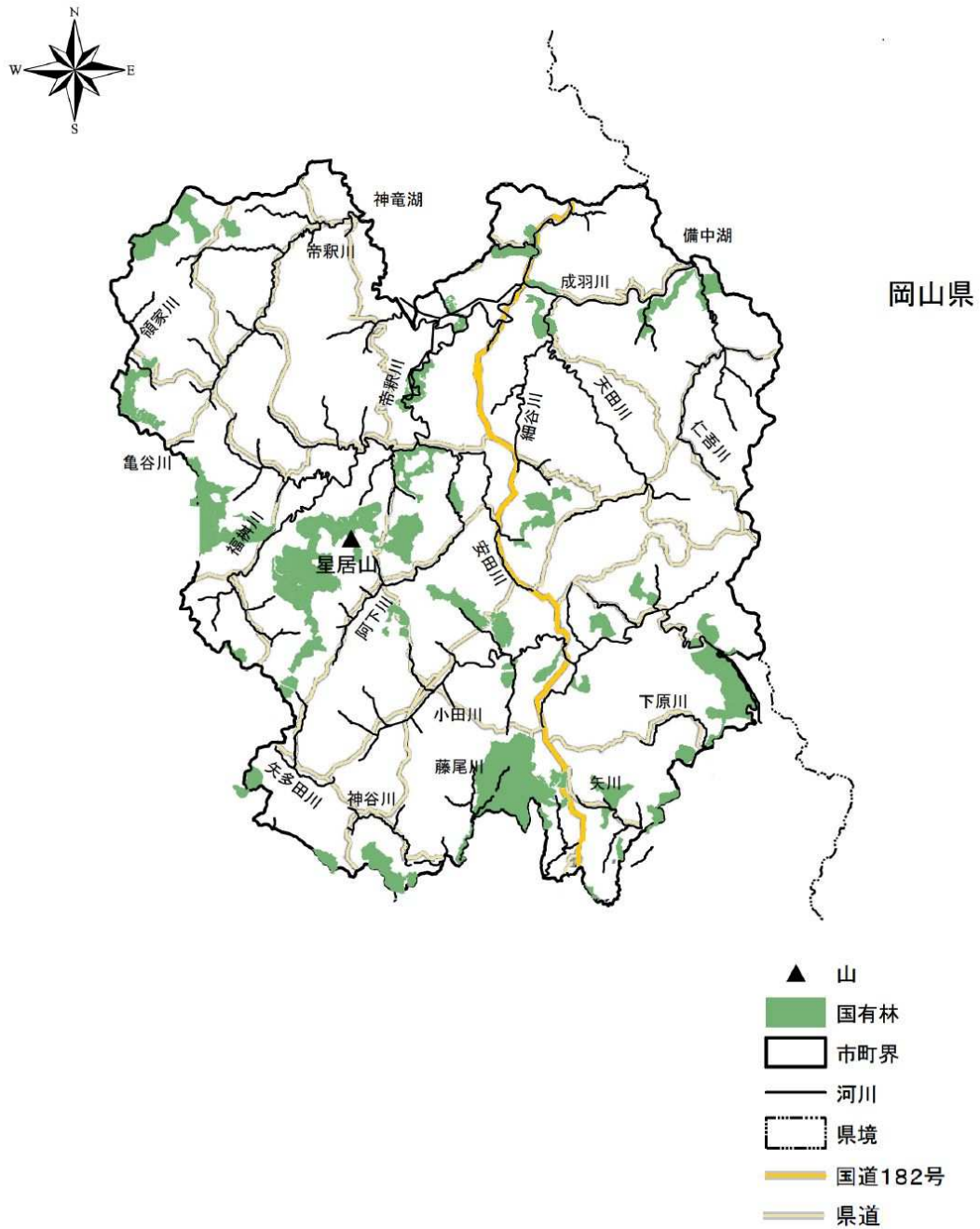
-  旧市町村界
-  市町界
-  県境

図 1-2 高梁川上流森林計画区的位置図





## はじめに

---

地域森林計画とは、森林法第5条の規定に基づき、県の森林施策の方向性、伐採・造林・林道・保安林の整備目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の指針などを決定する民有林の計画で、森林計画区(全国に158計画区)別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画です。

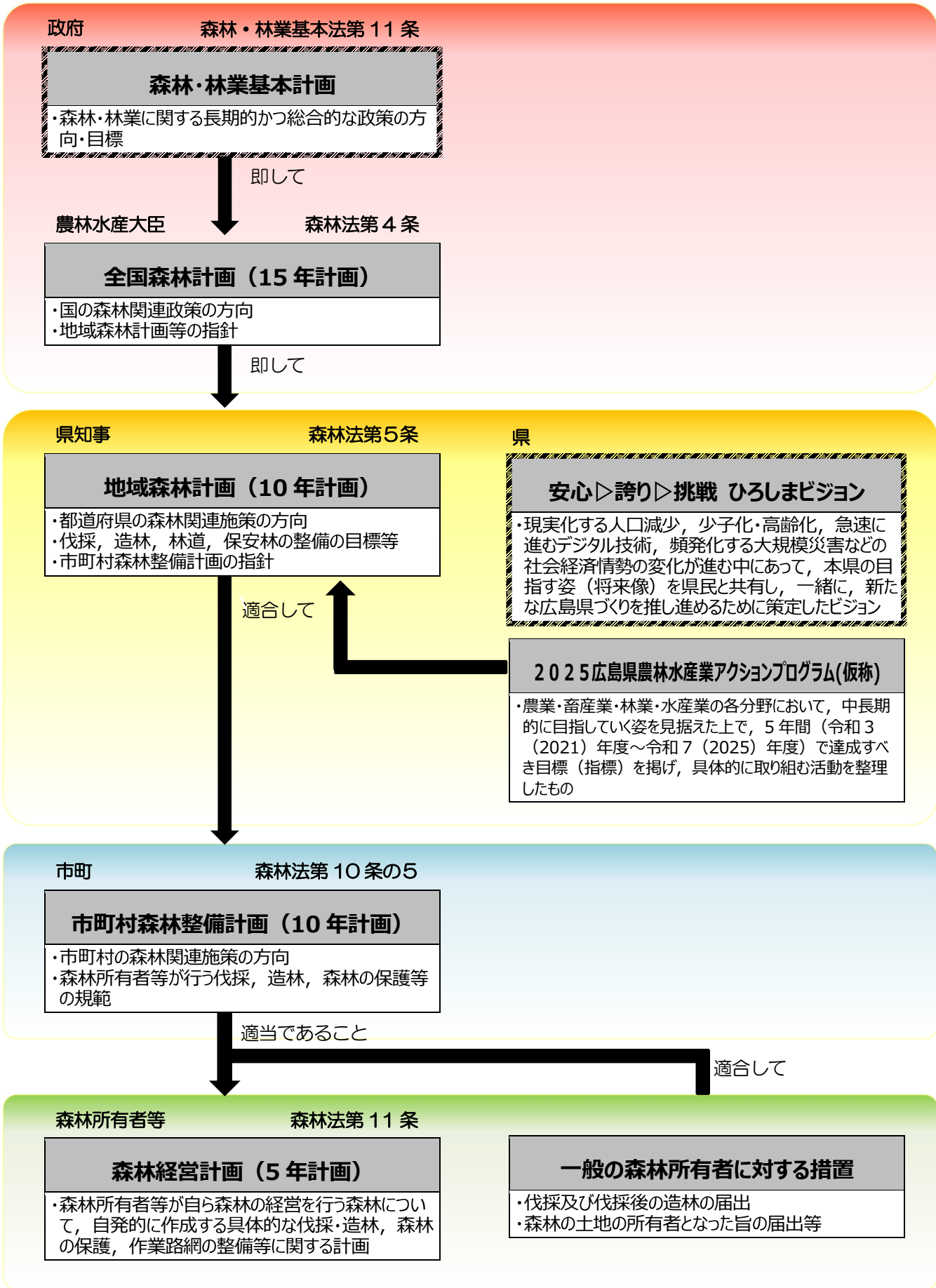
この計画は、森林法第4条の規定に基づき、国が15年を一期とし5年ごとに定める全国森林計画の樹立に即して、地域的特性に応じ森林計画区毎に策定することになります。

なお、広島県においては、県の基本計画「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」のもと、「2025広島県農林水産業アクションプログラム(仮称)」において、農林水産業の中長期的な目指すべき姿の目標(指標)や具体的な取組方針を定め、このアクションプログラムに沿った内容を地域森林計画書に記載しています。

市町村森林整備計画とは、森林法第10条の5に基づき、地域に最も密着した行政主体である市町が、地域の実情に応じて地域住民等の理解と協力を得ながら作る計画です。

この計画は、5年ごとに10年を一期とし、地域森林計画に適合して、市町ごとに策定することになります。

この計画では、森林経営計画や一般の森林所有者が森林経営を行う上で、森林整備を推進するための標準的な方法や規範等を定めたもので、市町の森林づくりの長期的な構想になります。



# I 広島県の基本方針

## 第1 広島県の基本的な考え方

### 1 広島県の森林づくり50年構想

「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン」(令和2年10月策定)に基づき、次のとおり本県の森林づくりを推進しています。

#### 広島県の森林づくり50年構想

県内には、中国山地の山々から、市街地近郊の里山まで、約61万ha、県土の72%を占める森林があります。今、この森林は、木材価格の長期低迷やライフスタイルの変化に伴い、十分に手入れされているとは言えない状況にあり、森林の持つ県土の保全、水源かん養等の公益的機能の低下が懸念される一方で、災害防止や地球温暖化防止のほか、森林環境教育の場としても森林への県民の期待が高まるなど、森林の状況に応じた多様な森林づくりが求められています。

このため、まずは、持続的な林業経営による森林整備を拡大し、それが難しい森林では、多くの県民が森林に関心を寄せ、多様な主体が参加する保全活動等を拡大することに取り組み、これらにより周辺の森林にも目が行き届くようになるなど、広い意味での管理される森林を拡げていくことで、森林の多面的機能の維持発揮を図ります。

県では、前の世代から引き継いだ森林の様々な恵みを子や孫に手渡すため、皆さんとともに森林再生の取組を進めていきます。

#### ◆資源循環林

低コスト林業団地や公有林のスギ・ヒノキの人工林では、長伐期施業により、継続的に間伐を行い、木材として利用するなど、林業を通じて、適切に維持・管理を行います。  
また、その周辺の広葉樹林も、人工林の管理を通じて、適切に管理していきます。

#### ◆環境貢献林

採算が見込めないスギ・ヒノキの人工林は、複層林化や強度間伐を行い、周辺の多様な広葉樹を林内に導入するなど天然力も活用して針広混交林へ誘導していきます。  
これにより、混在する広葉樹林と一体化し、水源かん養や県土保全等の公益的機能の高度発揮を図ります。

#### ◆里山林

地域に身近な森林、保健休養等の機能増進や山火事等の災害跡など機能回復が必要な森林等を対象に、多様な主体による森林整備を行います。  
複層林化、択伐、補植、樹種転換等により、多様な樹種からなる広葉樹林、松くい虫に強いマツ林や混交林へ誘導していきます。

#### 広島県の森林の目指す姿



## 第2 広島県が定める目標

「2025 広島県農林水産業アクションプログラム（仮称）」に沿って、次のとおり、目指す姿と取組の方向を定めます。

### 1 森林資源経営サイクルの構築

#### (1) 目指す姿

県内人工林約 14 万 ha のうち、資源循環林 4 万 ha において、林業経営適地の集約化が図られ、経営力の高い林業経営体の、約 50 年サイクルで年間 40 万 m<sup>3</sup> の県産材を安定的に生産する持続的な経営が行われています。

#### (2) 課題

- ・ 小規模で所有者等が不明な森林が多く、事業地の確保が進んでいません。また、集約に必要な森林情報が関係者間で共有されておらず、情報取得・整理が非効率となっています。
- ・ 多くの経営体は、主伐後に植栽、保育、間伐を行う資源循環のサイクルを踏まえた経営管理に取り組めていません。
- ・ シカ被害の抑制、苗木の安定供給体制、森林施業の低コスト化等の、再造林を確実に実施するための技術基盤が確立されていません。

#### (3) 主な取組の方向

- ・ 航空レーザ計測データ解析結果を基に林業経営適地を設定し、森林経営管理制度を活用しながら林業経営体への集約を推進します。また、関係者（県・市町・林業経営体）が森林に関する情報（資源情報、所有者情報、施業履歴等）を共有・活用できるシステムを整備します。
- ・ 林業経営適地の森林経営を担う、長期的視点を有した経営力の高い林業経営体を育成します。
- ・ IoT を活用したシカ被害抑制対策や、少花粉品種の苗木等の安定供給体制の構築、森林施業における新たな技術導入や機械化、成長の早いコウヨウザンの活用等による低コスト化などの、森林施業技術の確立に取り組めます。

### 2 森林資源利用フローの推進

#### (1) 目指す姿

森林資源経営サイクルの構築により生産された年間 40 万 m<sup>3</sup> の県産材が、生産から流通・加工・利用まで効率的に流れ、社会において有効な資源として利活用されています。

## (2) 課題

- ・ 需要先への安定供給量を増加させてきましたが、一部の流通拠点では集荷が不十分となっていました。
- ・ 県産材の主な需要先である住宅分野においては、コロナ禍や人口減の影響による着工戸数の減少から、木材需要の落ち込みが予測されています。

## (3) 主な取組の方向

- ・ 大規模工場等の周辺の林業経営体からの集荷を促し、さらなる安定供給量の増加を図ります。
- ・ 「広島県県産木材利用促進条例」に基づき組織化した「ひろしま木づかい推進協議会」を中心に、住宅に加え、公共建築物や店舗等の木造・木質化、木製家具等での高付加価値製品の開発や販路拡大に取り組みます。

# 3 山地災害防止に向けた取組

## (1) 目指す姿

治山施設の整備などハード対策を効率的かつ効果的に進め、災害等による県民への影響が最小限に抑えられています。また、豪雨など異常気象時のリスクに関する情報を県民が認知し、自ら必要となる避難行動をとっていく意識が醸成されています。

## (2) 課題

- ・ 山地災害危険地区において治山施設の整備を進めてきましたが、防災機能向上のため、治山施設の点検を行い、その結果に基づく老朽化対策の強化も必要です。

## (3) 主な取組の方向

- ・ 被害が発生した場合の影響などを考慮しながら、治山施設等の計画的な整備や保全対策を推進します。
- ・ 山地災害に対する防災意識を高めるため、治山施設の整備状況や既存施設の設置状況などを、県民及び自主防災組織等が取得できるような情報を提供します。
- ・ 治山施設の整備に並行して、手入れ不足の人工林の間伐を実施することで根系等の発達を促し、災害に強い森林づくりを推進します。

## 4 森林の公益的機能の維持

### (1) 目指す姿

里山等の豊かな自然環境や水源かん養等の機能が、維持・保全されています。

### (2) 課題

- ・ ひろしまの森づくり事業等により、手入れ不足の人工林の整備や地域住民等による里山林等の保全活動を推進してきましたが、依然として手入れ不足の人工林や放置された里山林、所有者が不明で施業できない森林が存在し、森林の公益的機能の低下が懸念されています。

### (3) 主な取組の方向

- ・ 手入れ不足人工林のうち県民生活への影響が大きい箇所の集中的な整備を行い、また、所有者の施業意思のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。
- ・ 地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援し、また、その取組を県内全域へ展開します。

## Ⅱ 計画区の概要

---

### 第1 計画区の位置

本計画区は、本県の東部に位置する1町からなり、その区域面積は、3万8,198haで、県総面積の4.5%を占めています。

### 第2 自然的条件

#### 1 地形

本計画区は、標高400mから800mの高原地帯で、起伏の穏やかな神石高原を形成しています。

河川は、岡山県へ流下して瀬戸内海に注ぐ高梁川水系で、成羽川、帝釈川及び福柵川等が岡山県境で合流しています。

#### 2 気候

本計画区は、概して低温多雨で山間地域特有の気象となっており、年平均気温は11.4℃で、年間降水量は、約1,500mmです。

#### 3 地質及び土壌

本計画区の地質は、神石高原町北部を中心に、中・古生層が33.2%を占めています。次いで流紋岩が、同町南部を中心に分布しています。

土壌は、適潤性褐色森林土が広く分布し、78.2%を占めています。次いで乾性褐色森林土が、同町中南部を中心に分布しています。

### 第3 社会経済的条件

#### 1 人口

本計画区の人口は、平成27年の国勢調査によると9,217人で、県全体の0.3%に当たります。

平成27年からの過去5年間の人口推移をみると、県全域の人口が0.6%減少しているのに対し、本計画区は10.9%の減少となっています。

#### 2 産業

##### (1) 就業者数

本計画区就業者数は、平成27年の国勢調査によると4,738人で、県全体の0.4%にあたります。

そのうち第一次産業の就業者数は、1,334人で、計画区就業者数に占める割合は28.2%と県平均3.1%を大幅に上回っています。

計画区内の林業就業者数は42人で、第一次産業就業者に占める割合は3.1%

県下全域の林業就業者数の3.5%にあたります。

## (2) 生産額

本計画区の生産額(総生産)は、約360億円で、県全体の0.3%になります。

そのうち第一次産業の生産額は約23億円で、計画区内総生産額に対する割合は6.5%になります。

林業生産額は約2億円で、計画区内における総生産額の0.5%になります。

## 3 交通

計画区内を南北に走る国道182号線、主要地方道5路線、一般県道17路線などが整備されています。

## 4 土地利用

本計画区の総面積3万8,198haのうち、森林は3万642haで80.2%を占めており、県平均の72.0%を上回っています。

農地については、1,200ha、3.1%と、県平均4.0%を下回っています。

## 第4 森林・林業の概況

本計画区域内の計画区域内森林面積は、3万642haになります。そのうち計画対象森林である民有林面積は2万6,951haで、その割合は88.0%になります。

民有林の樹種別面積割合は、スギ6.4%、ヒノキ24.1%、マツ27.2%、広葉樹37.9%となっており、全県に比べて、ヒノキの割合が高くマツの割合が低くなっています。

本計画区の民有林面積は、県全体の4.8%ですが、人工林面積は8,736ha、人工林率は、32.4%で全県の31.1%を上回っており、また、約9割が間伐や主伐により木材の利用が可能なⅦ齢級以上となっています。

このことから、本計画区は、高梁川水系の上流部に位置する重要な水源地域であるとともに、木材生産機能の発揮が期待される地域でもありますが、一方で、計画的な主伐・再造林が行われていないことによる齢級構成の偏りが課題となっています。

また、森林や伝統的な文化等の地域資源を活用して、中山間地域と都市との交流・連携を進め、山村地域の発展に資することが期待されています。

マツ林や広葉樹林などの里山林については、大部分は自然に遷移していく森林ではあるものの、一部に集落周辺の景観悪化や鳥獣被害、風倒木や松くい虫被害等が存在しています。松くい虫被害は減少傾向にあり、ナラ枯れ被害は気象条件により変動しているものの、引き続き、松くい虫被害対策やナラ枯れの激害化防止対策を講じなければ、マツ林等の維持が困難となっています。



### 計画区域内森林面積

単位 面積：ha, 割合：%

区分	計画区 合計	割合	国有林	割合	民有林	割合	県全体 民有林	割合
森林総面積	30,642	100.0	3,691	100.0	26,951	100.0	562,980	100.0
人工林	10,851	35.4	2,115	57.3	8,736	32.4	174,808	31.1
天然林	18,439	60.2	1,404	38.0	17,035	63.2	375,482	66.7
その他	1,352	4.4	172	4.7	1,180	4.4	12,690	2.2

### 民有林樹種面積

単位 面積：ha, 割合：%

区分	合計	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹	その他
計画区	26,951	1,721	6,483	7,330	10,205	1,212
構成比	100.0	6.4	24.1	27.2	37.8	4.5
県全体	562,980	48,117	97,898	194,184	209,463	13,318
構成比	100.0	8.5	17.4	34.5	37.2	2.4

## 第5 計画樹立に当たっての基本的考え方

Iの広島県の基本方針や前項の計画区の概況を踏まえ、本計画区の森林の整備及び保全に関する目標や計画期間内に到達すべき計画数量、市町村森林整備計画の規範となる基本的事項や指針等について定めます。

### Ⅲ 計画事項

#### 第 1 計画の対象とする森林の区域

本計画の対象とする民有林の面積は、次表のとおりです。

なお、地域森林計画の対象とする民有林は、次の事項の対象となります。

- ① 森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可（保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）
- ② 森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の規定による森林の土地の所有者となった旨の届出
- ③ 森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出等（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）

#### 市町別面積

区 分		面積 (ha)	備考
総数		26,951	
神石郡	神石 高原町	(湯木)	6,998
		(神石)	7,569
		(豊松)	3,867
		(三和)	8,517

注 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。

2 森林計画図は、農林水産局林業課、東部農林水産事務所において縦覧に供する。

## 第2 計画量等

### 1 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画における前半5年分(H27～R元)の実行見込の概要及び評価については、次のとおりです。

#### (1) 伐採立木材積

主伐は、113,000 m<sup>3</sup>の計画に対し110,000 m<sup>3</sup>と、実行歩合は97%となった。  
間伐は、搬出間伐が見込みを下回った結果、186,000 m<sup>3</sup>の計画に対し48,000 m<sup>3</sup>と、実行歩合は26%となった。  
全体としては、299,000 m<sup>3</sup>の計画に対し158,000 m<sup>3</sup>と、実行歩合は53%となり、計画を下回る結果となった。

#### (2) 間伐面積

間伐面積は、森林整備事業等を推進し、1,676haの計画に対し1,568haと、実行歩合は94%となった。

#### (3) 人工造林及び天然更新別面積

人工造林は、再投資への意欲の低下等により、275haの計画に対し137haと実行歩合は50%となった。  
天然更新は、人工造林の実行歩合が影響し、274haの計画に対し621haと、実行歩合は227%となった。  
全体としては、549haの計画に対し758haと、実行歩合は138%となった。

#### (4) 林道の開設及び拡張

開設は、平成30年7月豪雨災害の復旧に注力するため、事業実施を延期したことにより、1路線2,000mの計画が未実行となった。なお、森林の整備に関しては、森林作業道の整備を進めることにより実施されている。  
拡張は、計画及び実行ともに0となっている。

#### (5) 保安林の整備及び治山事業

##### ア 保安林の整備

指定は、着実な事務の推進により、8,939haの計画に対し8,915haで、実行歩合はほぼ100%となり、計画のとおりとなったが、解除は同意取得等が困難なものが多く、2.81haの計画に対し0haと、計画は未実行となった。

##### イ 治山事業

治山事業は、平成30年7月豪雨災害の被害が発生しなかった当計画区は、7地区の計画に対し実行が0地区と、他の地域への公共事業の予算の重点配分により、計画が未実行となった。

## 2 今期計画

今期計画における計画量については、次のとおりです。

### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	611	513	98	276	178	98	335	335	-
うち 前半 5年分	294	246	48	135	87	48	159	159	-

### (2) 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	3,371
うち前半5年分	1,600

### (3) 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	総数	人工造林	天然更新
総 数	1,290	610	680
うち前半5年分	633	300	333

### (4) 林道の開設及び拡張に関する計画

単位 延長及び箇所数：m，利用区域面積：ha

森林 計画区	開設/ 拡張	種類	位置 (市町村)	路線名	区分	(延長及 び箇所 数)	(利用 区域面 積)	前半 5カ年 の計画 箇所	対図 番号	備考
高梁川 上流	開 設	自動車道	総 数	1	路 線		2,000	36		
			神石高原町	1	路 線		2,000	36		
			(旧三和町)	1	路 線		2,000	36		
			下阿下				2,000	36	○	

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

保安林の種類	面積 (ha)		備考
		うち前半5年分	
総数 (実面積)	9,149	9,032	
水源涵 (かん) 養のための保安林	8,590	8,478	
災害防備のための保安林	476	471	
保健, 風致の保存等のための保安林	83	83	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために、水源涵 (かん) 養のための保安林等の内訳の合計が総数に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/解除	種類	森林の所在		面積 (ha)		指定又は解除を必要とする理由	備考	
		市町	区域		うち前半5年分			
指定	水源涵 (かん) 養	神石高原町	油木	油木	29.00	9.00	流域保全上重要な地域	
				近田	6.00			
			神石	古川	13.00	13.00		
				福永	14.00	14.00		
			豊松		10.00			
			三和	坂瀬川	59.19	8.00		
				父木野	35.00	35.00		
				井関	40.00	40.00		
				上	13.00	13.00		
	光信	9.00	9.00					
	小計			228.19	141.00			
土砂流出防備	神石高原町	三和	高蓋	3.00	3.00	災害の防備等のため	溪間工	
			小計	3.00	3.00			
合計			231.19	144.00				
解除	水源涵 (かん) 養	神石高原町	油木	油木	3.12		指定理由の消滅	10箇所
				近田	0.90	0.90		
			神石	草木	0.62	0.62		3箇所
				牧	0.20	0.20		
			豊松	有木	0.56	0.56		2箇所
				笹尾	0.50	0.50		
				上豊松	0.03	0.03		
			小計			5.93		2.81
合計			5.93	2.81				

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の 変更面積 (ha)	皆伐面積の 変更面積 (ha)	択伐率の 変更面積 (ha)	間伐率の 変更面積 (ha)	植栽の 変更面積 (ha)
水源涵(かん)養 のための保安林	0	0	2,209	5,047	2,790
災害防備のため の保安林	0	0	101	344	150
保健, 風致の保 存等のための保 安林	0	0	27	71	30

イ 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等  
指定する必要がある箇所から、順次指定するものとする。

ウ 実施すべき治山事業の数量

森林の所在		治山事業施行地区数		主な工種	備考
市町	区域		うち前半5 年分		
神石高原町	三和	029	1	1	溪間工
	小計	1 箇所	1 地区	1 地区	
その他の林班数		19 箇所	19 地区	4 地区	
合計		20 箇所	20 地区	5 地区	

(6) 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施  
業の方法及び時期

該当なし。

### 第3 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

#### 1 森林の整備及び保全の目標

全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて県民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備及び保全する必要があります。

また、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、適正な森林整備や森林の保全により健全な森林資源の維持造成を推進することが求められています。

このため、森林の機能とその機能を生揮する上での望ましい姿について、次のとおり定めます。

#### 森林の機能とその機能を生揮する上での望ましい姿

森林の機能	森林の望ましい姿
①水源涵(かん)養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
②山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
③快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
④保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供する森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
⑤文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
⑥生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## 2 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては，Ⅰの第1の1において示す「広島県の森林づくり 50年構想」に誘導することとし，森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため，各機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針を次のとおり定めます。

### 森林の機能と機能に応じた森林の整備及び保全の基本方針

森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
① 水源涵（かん）養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から，適切な保育・間伐を促進しつつ，下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに，伐採に伴って発生する裸地については，縮小及び分散を図ることとする。 また，自然条件や県民のニーズ等に応じ，天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに，ダム等の利水施設上流部等において，水源涵（かん）養の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
② 山地災害防止機能／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から，地形，地質等の条件を考慮した上で，林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 また，自然条件や県民のニーズ等に応じ，天然力も活用した施業を推進することとする。 さらに，集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において，土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう，保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに，溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には，谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。
③ 快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から，風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし，樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 また，快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理，防風，防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
④ 保健・レクリエーション機能	県民に憩いと学びの場を提供する観点から，自然条件や県民のニーズ等に応じ，広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また，保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑤ 文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また，風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。



森林の機能	森林の整備及び保全の基本方針
⑥ 生物多様性 保全機能	<p>原生的な森林生態系，希少な生物が生育・生息する森林，陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については，生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また，野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
⑦ 木材等生産 機能	<p>木材等の林産物を持続的，安定的かつ効率的に供給する観点から，森林の健全性を確保し，木材需要に応じた樹種，径級の林木を生育させるための適切な造林，保育及び間伐等を推進することとする。この場合，施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p> <p>また，将来にわたり人工林として維持する森林では，主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。</p>

### 3 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### (1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

森林の有する公益的機能に応じ、機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、前項1「森林の整備及び保全の目標」及び2「森林の整備及び保全の基本方針」を踏まえ、保安林などの法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請及び既往の森林施業体系等を勘案して、定める必要があります。

#### ア 区域の設定の基準

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の区域を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとします。

森林の区域	基準
<p>① 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『水源涵（かん）養機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>a 保安林に指定されている森林(水源かん養保安林, 干害防備保安林等)</p> <p>b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林</p> <p>(a) 上水道水源の集水域にある森林</p> <p>(b) 水源涵（かん）養機能の評価区分が高い森林</p> <p>c その他水源涵（かん）養機能の維持増進を図る必要がある森林</p>
<p>② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。</p> <p>a 保安林に指定されている森林(土砂流出防備保安林, 土砂崩壊防備保安林, なだれ防止保安林, 落石防止保安林)</p> <p>b 砂防指定地, 急傾斜崩壊危険区域, 地すべり防止区域に指定されている森林</p> <p>c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林</p> <p>(a) 下流域に保全対象がある森林</p> <p>(b) 山地災害防止機能の評価区分が高い森林</p> <p>d その他山地災害防止／土壌保全機能の維持増進を図る必要がある森林</p>

森林の区域	基準
③ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『快適環境形成機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(飛砂防備保安林, 防風保安林, 防霧保安林, 潮害防備保安林等) b 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 集落や農地の周縁部にある森林 (b) 生活環境保全機能の評価区分が高い森林 c その他快適環境形成機能の維持増進を図る必要がある森林
④ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『保健文化機能維持増進森林』</b>	次のいずれかに該当する森林とする。 a 保安林に指定されている森林(保健保安林, 風致保安林) b 自然公園, 自然環境保全地区等の森林 c 森林の属性, 位置が次のいずれかに該当する森林 (a) 森林公園, 史跡等の周辺にある森林 (b) 希少動植物の生息地周辺にある森林 (c) 保健文化機能の評価区分が高い森林 d その他保健文化機能の維持増進を図る必要がある森林

## イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林の森林施業の方法を定めるに当たっての基準は、次のとおりです。

なお、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、施業方法を定めるものとします。

また、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受忍し得る範囲で定めるものとします。

森林の区域	指針
① 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  <b>『水源涵(かん)養機能維持増進森林』</b>	伐期の間隔の拡大を図るとともに、皆伐によるものについては、伐採面積の規模を縮小するものとする。

森林の区域	指針
<p>② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林』 『快適環境形成機能維持増進森林』 『保健文化機能維持増進森林』</p>	<p>a 特にこれらの公益的機能の発揮を図る必要がある森林については、択伐による複層林施業を行うものとする。</p> <p>b a以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を行うものとする。</p> <p>c 適正な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とするものとする。この場合において、皆伐によるものについては、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。</p> <p>d 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。</p>

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

森林の区域	基準
<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p> <p>『木材生産機能維持増進森林』</p>	<p>次のいずれかに該当する森林とする。 なお、区域内において(1)の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障が生じないように、区域を定めるものとする。</p> <p>a 林木の生育が良好な森林</p> <p>b 林道等の開設（予定）、地形等から効率的な木材生産が期待できる森林</p> <p>c 木材等生産機能の評価区分が高い森林</p> <p>d その他木材等生産機能の維持増進を図る必要がある森林</p>

イ 森林施業の方法に関する指針

生産目標に応じた伐採の方法等についての指針は、次表のとおりです。

なお、植栽による確実な更新、保育及び間伐等の実施、森林施業の集約化を通じた効率的な森林整備を推進します。

### 人工林の生産目標ごとの主伐の時期

樹種	地位級	標準的な施業体系			主伐時期の 目安(林齢)
		生産目標	仕立方法	期待径級(cm)	
スギ	I 等地	一般建築材	中仕立	31 (22)	50 (35)
		造作材	中仕立	40	50
	II 等地	一般建築材	中仕立	25 (22)	50 (50)
		造作材	中仕立	40	70
ヒノキ	I 等地	一般建築材	中仕立	26 (22)	55 (40)
		造作材	中仕立	34	80
	II 等地	一般建築材	中仕立	21 (19)	55
アカマツ	II 等地	一般材	中仕立	26	40
		一般建築材	中仕立	34	70

注 期待径級、主伐時期の目安の裸書は一般建築材（合板・集成材を含む）を生産目標にする場合であり、括弧書は柱材を生産目標にする場合とする。

### (3) その他必要な事項

特になし。

#### 4 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

区 分		現況	計画期末
面積 (ha)	育成単層林	8,696	8,491
	育成複層林	435	613
	天然生林	16,640	16,677
森林蓄積 (m <sup>3</sup> /ha)		190	192

注1 「育成単層林」とは、森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

2 「育成複層林」とは、森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林のこと。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

3 「天然生林」とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林のこと。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

#### 5 その他必要な事項

森林の公益的機能を維持するために、県民生活に影響が大きい手入れ不足人工林の集中的な整備及び所有者の施業意志のない森林や所有者が不明な森林の公的管理を実施します。

また、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

## 第4 森林の整備に関する事項

立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針については、次のとおりとし、その標準的な方法は立木の伐採（主伐）、造林、間伐及び保育を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めるものとします。

### 1 立木竹の伐採（間伐以外）

#### (1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

#### 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

区 分	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図るものとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とするものとする。 また、択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。
留意事項	① 森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案するものとする。 ② 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残に努めるものとする。 ③ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅の保残帯を確保するものとする。 ④ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、周辺の伐採跡地の天然更新の状況等に配慮するものとする。 ⑤ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止及び風致の維持のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

## (2) 立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢に関する指針は、次表のとおりです。

なお、標準伐期齢は、地域における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として市町村森林整備計画で定められるものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

### 立木の標準伐期齢に関する指針

スギ	ヒノキ	マツ	その他の針葉樹 (主として萌芽 によるものを除 く)	主として萌芽に よって生立する 樹種	主として植栽又 は下種によつて 生立する広葉樹
35年	40年	30年	40年	20年	45年

## (3) その他必要な事項

立木の伐採（主伐）については、1（1）によるほか、以下のとおり取り扱うものとします。

### ア 伐採の区域について

伐採を行う際には、対象区域で行う森林施業内容を見据え、傾斜や気象条件といった自然条件等の影響を踏まえながら計画するとともに、公共施設や人家などからの距離、法令の指定状況等社会的状況を十分勘案し、効率的かつ安全に施業が行えるよう計画するものとします。

### イ 伐採作業について

伐採に起因する山地災害等を防止するため、「伐採作業と造林作業の連携等による伐採と再生林のガイドライン（令和元年8月5日広島県林業課）」や次の点に留意して伐採を行うものとします。

- (ア) 伐採に伴い、路網・土場の開設する場合は、使用目的・期間に応じ林地保全に配慮した計画とするものとします。特に道路などの公共施設や人家などの保全対象が下にある場合は、「広島県作業道作設指針（平成23年4月広島県林業課）」を基準に最大限の注意を払うものとします。
- (イ) 伐採、搬出に当たっては地形・地質等を考慮するだけでなく、伐採後の植栽作業や森林の早期回復を意識して、山地崩壊や表土の流出が起きないように留意するものとします。
- (ウ) 伐採後の更新を促進させるため、天然更新の場合は下層植生の保護に努め、人工造林の場合は地拵えの手間を省けるよう枝条残材の整理に努めるものとします。

また、枝条残材を現場に残す場合は、林地崩壊を誘発することがないよう、分散処理や杭止めなど適正な処理を行うものとします。



#### ウ 伐採の周知について

市町村森林整備計画で定める一定規模以上の面積の伐採に当たっては、地域住民などの安全を確保し不安を招かないよう、必要に応じて作業内容を周知するものとします。

## 2 造林

### (1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進します。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

なお、次表の樹種を主体とするものの、適地適木として市町の区域内の森林の自然条件及び木材の利用状況を勘案して、幅広い樹種の中から定めるものとします。

#### 人工造林の対象樹種の指針

針 葉 樹	広 葉 樹
スギ、ヒノキ、アカマツ（広島スーパーマツを含む）	ナラ類、カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりです。

なお、地形等の自然条件を勘案して、伐採と造林の一貫作業システムの導入や、コンテナ苗の活用に努め、施業の効率化や低コスト化を図るとともに、花粉症対策に資する苗木の植栽や針広混交林への誘導等に努めるものとします。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数の指針

樹 種	仕立て方法	植栽本数
スギ	中仕立	2,000～3,000 本/ha
ヒノキ	中仕立	2,000～3,000 本/ha
クヌギ	中仕立	3,000～4,000 本/ha
アカマツ	中仕立	3,000～5,000 本/ha

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

#### その他人工造林の方法の指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が、植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

区 分	標 準 的 な 方 法
植付けの方法	自然条件及び既往の植付け方法を勘案して、苗木の種類に応じた適切な植付け方法を選定すること。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に行うこと。 コンテナ苗等については、通年植付けが可能であるが、盛夏及び厳寒時期の植付けには配慮すること。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間は次のとおりです。

なお、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の規範として定められるものです。

### 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

区 分		人工造林をすべき期間	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地以外 の伐採跡地	人工造林の場合		
	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内	
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内	
	皆伐	天然更新において主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後から2年以内
択伐			

## (2) 天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとしします。

### ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種に関する指針は、次表のとおりです。

#### 天然更新の対象樹種に関する指針

区 分	針葉樹	広葉樹
天然更新の対象樹種	アカマツ	ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等
ぼう芽による更新が可能な樹種		ナラ類, カシ類等

#### イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法に関する指針は、次のとおりです。

##### (ア) 天然更新の対象樹種の期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数に関する指針

樹種	期待成立本数	天然更新すべき本数
アカマツ, ナラ類, カシ類, カエデ類, サクラ類, シデ類等	6,000 本/ha	期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数 (ただし, 樹高が 30cm 以上かつ草丈以上のものに限る。) とするものとする。

##### (イ) 天然更新補助作業の標準的な方法に関する指針

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において, かき起こし, 枝条整理等の作業を行うこと。
刈出し	ササなどの下層植生により, 天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこと。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し, 天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽すること。
芽かき	ぼう芽発生後 2～3 年以降に 2～3 回, 秋から冬にかけて, 切株の下から出た優勢ぼう芽を残して他を除去すること。

##### (ウ) 伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針

伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法の指針は、広島県天然更新完了基準とします。

なお、更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとします。

#### ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了し

た日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とします。

なお、更新すべき期間内において、伐採のために設置した森林作業道や作業ヤード等で地表面がかき乱された林地が土砂の崩壊等を引き起こすおそれがある場合には、排水施設や土留の設置及び地表面侵食防止のための緑化を行うとともに、必要に応じて原形復旧のための筋工等の緑化施設の設置などの措置を講じるものとします。

### (3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

次のような天然更新が期待できない森林については、植栽による更新の確保を図ることとします。

ア 種子を供給する母樹が存在しない森林

イ 天然稚樹の育成が期待できない森林

ウ 面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないものうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

エ 周辺の伐採跡地の天然更新の状況や、森林の早期回復に対する社会的要請により必要と思われる森林

### (4) その他必要な事項

特になし。

### 3 間伐及び保育

#### (1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法については、巻末の(附)参考資料7「林分密度管理図」に基づき、下表のとおり上層木の平均樹高と間伐実施前の成立本数(ヘクタール当たり立木密度)により定めますが、これにより難しい場合は、標準伐期齢未満の森林は10年に1回、標準伐期齢以上の森林は15年に1回を標準として間伐を実施するものとします。

また、間伐率については、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めるものとします。

#### 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

<スギ・ヒノキ 3,000本/ha植栽>

樹種	仕立本数等	間伐の時期				間伐率(%)	間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目		
		I~II等地	I~II等地	I~II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高11m	樹高15m	樹高19m	樹高22m	23~27	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	15	21	29	39		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,600本	2,000本	1,500本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,200本/ha	樹高12m	樹高14m	樹高16m	樹高18m	16~33	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	19	24	30	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	2,500本	2,100本	1,600本	1,200本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、3回目以降の間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<スギ・ヒノキ 2,000本/ha植栽>

樹種	仕立本数等	間伐の時期		間伐率(%)	間伐の方法
		初回	2回目		
		I~II等地	I等地		
スギ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高17m	樹高21m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	25	35		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		
ヒノキ	I等地 800本/ha II等地 1,100本/ha	樹高15m	樹高18m	27~31	林分密度管理図を参考に収量比数Ryがおおむね0.8を超えない管理とする。
	[参考] 間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	27	37		
	間伐実施前の成立本数(本/ha)	1,600本	1,100本		

注 生産目標は一般建築材(合板・集成材を含む)とするが、柱材を生産目標にする場合は、間伐を省略する。なお、林齢の目安は、I等地とII等地の中間値とした。

<アカマツ>

樹種	地位級	生産目標	間伐の時期 (林齢)			間伐率 (%)	間伐の方法
			初回	2回目	3回目		
アカマツ	Ⅱ等地	一般材	17	27		32~38	初回間伐の場合は、形質不良木を主体に2回目以降は、残存木の配置が均等になるよう選木する。
		一般建築材	17	27	45	18~38	

注 広島スーパーマツは、アカマツに準ずる。

長伐期施業を実施する場合の間伐の回数に関する指針

生産目標を造作材（末口径 30cm 以上の大径材生産）とする場合は、「長伐期施業暫定指針・追補（平成 19 年 3 月改訂）」に基づき、次表のとおり実施するものとします。

樹種	地位指数	間伐率
スギ	18	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	16	20年生から50年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
ヒノキ	16	15年生から55年生まで10年毎に3割、以降20年ごとに2割
	14	15年生から75年生まで15年毎に3割、以降25年ごとに2割

注 「地位指数」とは、40年生時の樹高のこと。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法に関する指針は、次表のとおりとします。

保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	樹種	地位級	植栽本数 (本/ha)	実施時期 (林齢)					備考
				初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	スギ	I~II	2,000~3,000	1	2	3	4	5	
	ヒノキ	I~II	2,000~3,000	1	2	3	4	5	
	アカマツ	I~II	3,000~5,000	1	2	3	4	5	
除伐	スギ	I~II	3,000	10~11					
			2,000	16~21					
	ヒノキ	I~II	3,000	11~14					
			2,000	15~20					
	アカマツ	II	3,000~5,000	10					

注1 地位級の I, II は I 等地, II 等地を表す。

2 広島スーパーマツはアカマツに準ずる。

(3) その他必要な事項

特になし。

《参考》「コウヨウザン」

早生樹であるコウヨウザンの生育適地における造林の標準的な指針は、次表のとおりとします。

① 人工造林の標準的な方法に関する指針

仕立て方法	植栽本数
疎 仕 立	1,500 本/ha

② 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

仕立本数		間伐の時期		間伐の方法	
		初回	間伐率	選木の方法	
910 本/ha		樹高 16m		30%	形質不良木を主体に、残存木の配置が均等になるように選木するものとする。
〔参考〕間伐の時期の樹高に達する林齢の目安	地位指数 26	17			
	地位指数 24	18			
	地位指数 22	20			
	地位指数 20	22			
	地位指数 18	25			
	地位指数 16	30			
間伐実施前の成立本数		1,300 本/ha			

③ 保育の標準的な方法に関する指針

保育の種類	地位指数	実施時期（林齢）					備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
下刈	26～16	1	2	3	4	5	



## 4 林道等の開設や林産物の搬出

### (1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものを実施するものとします。

なお、林道（林業専用道を含む。）の開設量については、Ⅲの第3の1に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第2の2(4)「林道の開設又は拡張に関する計画」のとおり計画するものとします。

また、林道の開設に当たっては、森林の利用形態や地形・地質等に応じ林業専用道を導入するなど、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を行うものとします。

さらに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり人工林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を行うものとします。

#### 基幹路網の現状

区 分	路線数	延長 (km)
基 幹 路 網	90	159
うち林業専用道	0	0

### (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するための作業システム別の路網密度の水準は、次表を目安とするものとします。

また、作業システムは、「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」の適切な配置に加え、高性能林業機械の導入による作業時間の短縮や人件費の削減を図るものとし、傾斜や路網密度を勘案して、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤーダ等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとします。

## 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)	基幹路網
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	100 以上	35 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	75 以上	25 以上
	架線系作業システム	25 以上	
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	60 以上	15 以上
	架線系作業システム	15 以上	
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	5 以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムのこと。フォワーダ等を活用する。

2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムのこと。タワーヤダ等を活用し、主に林業専用道を使用する。

### (3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

路網と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は、スギ・ヒノキの人工林などが面的なまとまりを持ち、作業システムにより効率的な森林施業が可能な区域とします。

### (4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

路網の整備に当たっては、「林道規程」（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、「広島県林業専用道作設指針」（平成23年8月31日制定）、「広島県森林作業道作設指針」（平成23年4月1日制定）、「広島県森林作業道実施基準」（平成28年11月7日最終改正）に即して開設するものとします。

林道及び林業専用道については、安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を行うものとします。

森林作業道については、継続的な使用に供するため、丈夫で簡易な規格・構造とし、作設に当たっては、土工量の縮減を通じた作設費用の抑制を図る等の観点から、作業システムに対応する必要最小限の規格で計画するものとし、おおよそ

の傾斜区分別の規格・構造の考え方は次のとおりです。

傾斜区分	規格・構造の考え方
① 傾斜 25° 以下	比較的傾斜が緩やかであるため、切土、盛土の移動土量を抑え、土構造を基本として作設するものとする。
② 傾斜 25° ～ 35°	中～急傾斜地であるため、切土、盛土による移動土量がやや大きくなることから、必要に応じて、丸太組等の構造物を計画するものとする。
③ 傾斜 35° 以上	急傾斜であるため、原則、作設しないこととし、計画路線の見直しや架線集材を検討するものとするが、やむを得ず作設する場合には、事前に県や市町の林務担当課と協議するものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

(6) その他必要な事項

特になし。

## 5 森林施業の合理化等

### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

#### ア 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大

航空レーザ計測データの解析結果を活用して、採算性の指標となる「林地傾斜」及び「車道からの距離」により、条件の良い区分を林業経営適地候補とします。林業経営適地候補を中心に、効率的な施業が可能な適正規模(10~20ha)にまとめた事業地を林業経営適地として特定する取組を推進します。

これらの取組と併せ、新たに開始した「森林経営管理制度」の活用を通じ、森林の経営や管理が適切に行われていない森林についても、適切な経営や管理の確保を図るため、市町が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムの構築を図ることで、経営規模の拡大を後押しします。

#### イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

市町及び森林組合など地域の関係者による地域協議会を通じて、関係者の合意形成を図るとともに、地域単位で森林所有者への働きかけを行うことで、林業経営適地の集約化の取組を進めます。

また、森林整備及び保全を推進するため、森林経営計画による施業の集約化促進のほか、境界の明確化や施業実施協定の締結による施業の共同実施などを通じ、森林管理の適正化を図ります。

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### ア 林業経営体の育成

林業経営体は、安定的な事業地の確保が困難となっていることや、収支の改善が不十分であることから、生産規模の拡大が進んでいません。

このため、高い収益性と生産性を実現することで森林所有者の所得向上につながりうる能力を有するとともに、主伐・再造林や間伐等の実施などにより持続的な林業経営を行うことが可能な経営力の高い林業経営体の育成を図る必要があります。

また、効率的な木材生産が可能となる集積・集約化された事業地を確保し、その区域を林業経営体が計画的な林業経営を行うことで、効率的かつ安定的な木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐の各段階での効率化を図ることにより、林業経営体や森林所有者の利益を確保し、林業経営に対する意欲を高める取組を推進することで、経営基盤の強化を図ります。

#### イ 林業従事者の確保・育成

林業への就業希望者に対して、就職先の斡旋や定住先の確保の相談など、マ

ンツーマンできめこまやかな対応を行うことにより、林業従事者の確保を図ります。

また、「緑の雇用」などの研修により、林業従事者の育成を図るとともに、林業経営体の安全管理体制の強化による労働安全衛生の向上など、就業条件の改善等を進め、林業従事者の定着率の向上を図ります。

### (3) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業経営体が効率的かつ安定的に木材生産体制を構築するとともに、植栽・保育・間伐・主伐における各段階での効率化を図るため、生産性の向上や、労働負荷の軽減を図る上で重要となる林業機械の導入を促進します。

併せて、伐採・搬出等の生産性の向上を図るとともに、現場の課題に的確に対応できる技術者の育成に向け、技術研修等を実施します。

### (4) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

#### ア 効率的な流通体制の構築

大規模製材工場の整備支援や、広島県森林組合連合会に設置した流通コーディネーターと連携して、林業経営体から木材を集め、需要先へ安定的に供給する取組により、安定供給協定による取引量は増加しましたが、今後、木材の生産量の増加に伴い、製材用材の増加が予測されます。

このため、引き続き流通コーディネーターと連携して、幅広く林業経営体から木材を集め、需要先への安定供給量の増加を図ります。

#### イ 県産材需要の確保

県産材の主な需要先である住宅分野においては、少子高齢化等による住宅着工戸数の減少から、木材需要の減少が予測されますが、本県においては、木材の生産量の増加に伴い、今後製材用材の増加が見込まれるため、住宅分野に加え、公共建築物や店舗等の木造化・木質化を促進し、更なる需要の確保に取り組めます。

### (5) その他必要な事項

山村における定住や都市と山村の交流の促進を図るため、林業及び木材産業での就業機会の創出や生活環境を整備するとともに、地域住民等が里山林を活用しながら継続的に管理する取組を支援します。

## 第5 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全

#### (1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業及び土地の形質の変更に当たり、水資源の涵（かん）養，土砂の流出及び崩壊の防止上，特に林地の保全に留意すべき森林は，次に掲げる保安林及び保安施設地区の森林とします。

- ① 水源かん養保安林      ② 土砂流出防備保安林      ③ 土砂崩壊防備保安林  
 ④ なだれ防止保安林      ⑤ 落石防止保安林      ⑥ 保健保安林  
 ⑦ 風致保安林      ⑧ 保安施設地区の森林

#### 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の所在		面積 (ha)	留意すべき事項	備考
市町	区域 (林班)			
総数		8,303		
神石高原町		8,303		
	油木	002, 003, 005~008, 013, 016, 017, 020, 021, 026, 029, 030, 040~043, 046~052, 059, 064~077, 079, 080, 085, 087, 089~104, 107~113, 116, 133, 135, 140, 142, 145, 146, 150~157, 160, 161, 163, 164	2,174	水源かん養保安林, 土砂流出防備保安林, 土砂崩壊防備保安林, 保安施設地区
	神石	002, 004~011, 015, 020, 021, 023~026, 030, 039, 040, 043, 044, 047, 048, 053, 056~059, 063~067, 072~077, 079~110, 113, 114, 117~119, 123~131, 138, 139, 143~159, 162~170, 172~175, 177	2,833	林地の適正な管理並びに適切な施業の実施により林地の保全を図るほか, 土地の形質の変更に当たっては, 特に林地の保全に支障を及ぼさないよう十分留意するものとする。
	豊松	001, 007~009, 013, 014, 016~027, 029, 036, 038, 039, 041~044, 048, 053, 055, 058, 064~066, 070~075, 080~082	1,070	水源かん養保安林, 土砂流出防備保安林
	三和	002, 004, 007, 008, 011, 015, 019, 025, 026, 029, 030, 032~036, 040, 042, 043, 051, 054~064, 071~084, 086, 087, 089, 090, 093, 094, 096, 097, 100~103, 109~114, 118, 119, 121, 122, 127, 128, 142, 150~152, 158~163, 167~169, 171	2,226	水源かん養保安林, 土砂流出防備保安林, 土砂崩壊防備保安林, 保健保安林

**(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法**

該当なし。

**(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項**

土地の形質の変更に当たっては、林地開発許可制度の適正な運用を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林、居住環境の保全・形成に重要な役割を果たす森林の他用途への転用は極力避けるものとします。

土石の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質の変更の目的、内容を総合的に勘案して実施地区の選定を適切に行うとともに、法面の緑化、土留工等の防災施設、調整池等の設置及び環境の保全等のための森林の適切な配置を講じるものとします。

なお、土砂の搬出、搬入、埋立等については、広島県土砂の適正処理に関する条例（平成16年広島県条例第1号）を遵守するものとします。

**(4) その他必要な事項**

特になし。

## 2 保安施設

### (1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ，水源の涵（かん）養，災害の防備の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について，水源かん養保安林，土砂流出防備保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進します。

また，指定済保安林については，必要に応じて指定施業要件を見直し，その保全を確保します。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

保安林の指定目的のうち，水源の涵（かん）養又は災害の防備の目的を達成するために森林の造成事業，森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う場合には，保安施設地区の指定を行うことができるものとし，指定期間満了の時に森林であるものについては，既に保安林であるものを除き保安林に転換し管理します。

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については，安心・安全の確保を図る観点から，豪雨，地震等の多様な自然現象による山地災害に対して強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため，近年，頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生が高まっていることや山腹崩壊に伴う流木災害が顕在化していることを踏まえ，緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地を対象として，治山施設による整備と機能低下した保安林の整備等を流域の特性に応じて計画的に実施します。

治山事業の実施にあたっては，本県の山地災害の特色を反映した対策を講じるため，平成31年3月に策定した「平成30年7月豪雨災害を踏まえた治山対策方針」に基づき，ハード対策及びソフト対策による治山対策に取り組みます。

ハード対策については，災害後の調査で，溪流内堆積物や周辺の侵食された斜面の内部に存在する転石が流下したことにより，下流への被害が助長された箇所が多く見られたことから，新たな治山ダムの計画にあたっては，転石の衝撃力に耐えうる天端厚の設定や鉄筋の挿入による補強などの巨石を含む転石対策に取り組みるとともに，一部の治山ダムで土石流による損壊が見られたことから，再度災害の恐れが高く，土石流による甚大な被害が懸念される箇所については，土石流流体力を考慮した土石流対応型の治山ダムを整備します。

また，流木対策として，流木捕捉式治山ダムの設置や根系等の発達を促す間伐等の森林整備，流木化する可能性の高い流路部の立木の伐採などに取り組みます。

ソフト対策については，地形図による判読ではわからない地形からの崩壊発生が見られたことから，レーザ解析手法等を用い，従来の地形図では判読できな



った微地形や山地災害の危険地区を高い精度で把握し、事業計画の策定や事業の優先度決定に活用するとともに、山地災害の危険性や避難行動などについて、県民及び地域住民等へ周知します。

既存の治山施設については、施設点検結果を基に個別施設計画を策定し、治山施設の老朽化対策及び機能強化を図ります。

#### (4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図ります。

特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ります。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即した機能を確保するため早急に施業を実施する必要があると認められる森林

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即した機能を確保し得ると認められる森林

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められる森林

#### (5) その他必要な事項

保安林の適正な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林の台帳の調整等及び標識の設置等を適正に行います。

### 3 鳥獣害の防止

市町村森林整備計画において、鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法を定めるに当たっての方針は、次のとおりです。

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通データ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定します。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進します。

その際、地域の鳥獣被害実態を把握するために、被害状況調査等を実施し、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ります。

#### (2) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努めます。

また、林業従事者等を対象とした、シカの生態、防護対策及び捕獲のための罠の設置方法の知識や技術の習得を目的とした研修を実施し、シカ被害抑制対策のための人材を育成します。

## 4 森林病虫害の駆除と予防・その他の森林の保護等

### (1) 森林病虫害等の被害対策の方針

被害の未然防止，早期発見及び早期駆除等に努めるものとします。

なお，松くい虫による被害については，被害状況に応じて，防除対策，被害跡地対策及び天然力の活用を主体とした広葉樹等への樹種転換を図ります。

また，ナラ枯れ被害については，関係機関と情報の共有を図るとともに，被害の状況等に応じて，被害先端地等における適切な防除を推進します。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害について，その防止に向け，森林被害の発生状況の把握に努めるとともに，関係行政機関，森林所有者及び関係団体等が協力して計画的に行う防除活動等を推進します。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため，火災の発生が多い時期においては，山火事防止の普及啓発などに努めます。

なお，森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合には，市町村森林整備計画に留意事項を定めることとします。

### (4) その他必要な事項

自然災害の発生状況の把握に努めるとともに，被害の救済を図るため，森林保険の加入を促進します。

## 第6 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

市町村森林整備計画において森林の保健機能の増進に関する事項を定める場合には、次の事項を指針とします。

### 1 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定します。

### 2 その他保健機能森林の整備に関する事項

#### (1) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の一層の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水源の涵（かん）養及び国土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮しつつ、森林の特色を踏まえて、多様な施業を積極的に実施します。

なお、これらの場合において、快適な森林環境の維持及び利用の利便性にも配慮し、間伐、除伐等の保育を積極的に行います。

#### (2) 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行います。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を定めます。

#### (3) その他必要な事項

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意します。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び県土の保全に適切な配慮を行います。

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

種類	森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
水源かん養保安林	計		7,875.65	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	2,147.93		
		(神石)	2,754.69		
		(豊松)	1,052.49		
		(三和)	1,920.54		
防備保安林 土砂流出	計		372.48	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	19.21		
		(神石)	29.85		
		(豊松)	17.58		
		(三和)	305.84		
防備保安林 土砂崩壊	計		8.69	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	6.78		
		(神石)	1.72		
		(三和)	0.19		
保安林 保健	計		20.44	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(三和)	20.44		
保安林 風致	計		50.43	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(神石)	50.43		
保安地区施設	計		0.21	別表「森林の施業方法」のとおり	
	神石高原町	(油木)	0.16		
		(神石)	0.05		
砂防法	計		13.37	広島県砂防指定地管理条例の定めによる。	
	砂防指定地 神石高原町	(油木)	9.54		
		(神石)	0.01		
		(豊松)	3.59		
		(三和)	0.23		
国定公園	計		116.09	自然公園法の定めによる。	
	特別第1種 神石高原町	(神石)	116.09		
	計		348.98		
	特別第2種 神石高原町	(油木)	66.03		
		(神石)	282.95		

種類		森林の所在		面積 (ha)	施業方法	備考
県立自然公園	特別第1種	計		1.80	広島県立自然公園条例の定めによる。	
		神石高原町	(三和)	1.80		
	特別第2種	計		11.25		
		神石高原町	(三和)	11.25		
鳥獣保護法	地区保護特別	計		30.51	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の定めによる。	
		神石高原町	(神石)	30.51		
文化財保護法及び文化財保護条例	名勝及び県勝地	計		24.63	文化財保護法及び広島県文化財保護条例の定めによる。	
		神石高原町	(神石)	24.63		
	天然記念物及び天然記念地	計		7.96		
		神石高原町	(油木)	7.96		
県自然環境保全条例	県自然環境保全地区特別地区	計		99.55	広島県自然環境保全条例の定めによる。	
		神石高原町	(油木)	51.08		
			(豊松)	48.47		
	計		0.48	広島県自然環境保全条例の定めによる。		
神石高原町	(豊松)	0.48				

## 2 その他必要な事項

特になし。

## 森林の施業方法

種類	施業方法	
	伐採方法	その他
水源かん養保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、林況が粗悪な森林、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で伐採方法を制限しなければ土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあっては択伐とし、その程度が特に著しいと認められるもの にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 樹種別に定める標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める。）以上とする。</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することのできる1か所当たりの面積は20ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 ア 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えた時の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を、当該年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合とする。 ただし、その算出された率が30パーセントを超えるときは30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）とする。 イ 指定後最初に行う場合の択伐率は、アにかかわらず30パーセント（適確な更新が認められる森林（植栽義務が定められている森林等）については40パーセント）に当該森林の立木材積、その他立木の構成状態に応じて定める係数を乗じた割合とする。</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 樹冠疎密度が80パーセント以上の箇所とする。</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 当該林分の伐採時の立木材積の35パーセントを超えず、かつ、伐採後5年を経過して樹冠疎密度が80パーセント以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 更新 成林が早急にしかも確実に期待される場合は、天然更新によることができるが、成林の見込みが困難な箇所及び樹種、林相の改良を目的とした伐採跡地については人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。 ただし、造林又は保育のためにする地拵、下刈、除伐、つる切り又は枝打ちなどの森林施業はこの限りでない。</p>
土砂流出防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、皆伐することができるのは、地盤が比較的安定した森林とし、その他の森林にあっては択伐とするが、保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあっては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な箇所については人工更新による。</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
土砂流出防備保安林 （続き）	<p>(3) 皆伐する場合の制限 伐採年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに皆伐することができる1か所当たりの面積は10ヘクタール以下の範囲内で定めた伐採の限度以下とする。</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	
土砂崩壊防備保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、保安施設事業の施行地で地盤の安定していないもの、その他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下草・土石の採取は原則として禁止する。</p>
保健保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、伐採すれば、その伐採跡地における成林が著しく困難となるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。地域の景観を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 （土砂流出防備保安林と同じ）</p> <p>(4) 択伐する場合の制限 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 （水源かん養保安林と同じ）</p>	<p>1 更新 （土砂流出防備保安林と同じ）</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>



種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
風致保安林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の保存のため、特に必要があると認められる森林にあつては禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 (なだれ防止保安林と同じ)</p> <p>2 その他 (水源かん養保安林と同じ)</p>
林 保安施設地区の森	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、立木を伐採しても指定の目的に支障のない場合は、当該指定目的相当の指定施業要件に準じ択伐又は伐採種を定めないものとする。</p>	
砂防指定地の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、砂防設備の保全に悪影響があると認められる地域及び砂防工事により施工した山腹植栽地での伐採は原則として禁止する。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>2 間伐</p> <p>(1) 間伐することのできる箇所 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(2) 間伐のできる立木の材積 (水源かん養保安林と同じ)</p>	<p>1 更新 原則として人工更新による。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 土石類の採取は、原則として禁止する。</p> <p>(2) 地曳、土しゅらによる伐採木竹の搬出は、原則として禁止する。</p>
国定公園第一種特別地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 禁伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 標準伐期齢に10年を加えた年齢以上とする。</p> <p>(3) 択伐率 択伐率は、伐採時における当該林分の立木材積の10パーセント以内とする。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は、露天掘を原則として禁止する。露天掘以外の方法によるものでも抗口を第一種特別地域に設けるものは、原則として禁止する。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は原則として禁止する。</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
国定公園第一種特別地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 択伐とする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐法によることができるが、公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として、単木択伐法によるものとする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 ア 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。 ただし、疎密度3より多く保存木を残す場合又は、車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。</p> <p>(4) 択伐率 択伐率は、用材林においては、当該林分の立木材積の30パーセント以内とし、薪炭林にあつては60パーセント以内とする。</p>	<p>1 その他</p> <p>(1) 鉱物の掘採又は土石の採取は第一種特別地域の取扱いに準ずる。</p> <p>(2) 土地の開墾、その他土地の形状変更をきたす行為は、風致景観上支障のない場合を除き原則として禁止する。 （主たる景観から望見できない場所で、かつ、軽微な形状変更を除く。）</p>
県立公園第一種特別地域の森林	国定公園第一種特別地域の森林に準ずる。	
県立公園第二種特別地域の森林	国定公園第二種特別地域の森林に準ずる。	
鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による特別保護地区の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 特に定めない。 ただし、鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては択伐とし、その程度が特に著しいと認められる森林又は保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>(3) 皆伐する場合の制限 地域森林計画の計画期間中における当該計画に係る特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。</p>	<p>1 更新 （水源かん養保安林と同じ）</p> <p>2 その他 （水源かん養保安林と同じ）</p>

種類	施 業 方 法	
	伐 採 方 法	そ の 他
文化財保護法及び県文化財保護条例による名勝及び県名勝指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、やむを得ない場合は、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得て、風致景観を損なわないよう必要最小限度の単木択伐をすることができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 更新 原則として現在樹種の天然更新によるが、成林の見込みが困難な場合は、人工更新による。</p> <p>2 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
文化財保護法及び県文化財保護条例による天然記念物及び県天然記念物指定地域の森林	<p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として禁伐とする。 ただし、文化財保護法又は広島県文化財保護条例に基づき許可を得た場合又は非常災害のために必要な応急処置を執る場合には伐採することができる。</p> <p>(2) 伐採木の搬出に際し、地曳等により、林地の保全及び貴重な下層植物群落に著しい影響を及ぼさないこと。</p>	<p>1 その他 落葉・下層植物・土石の採取その他、指定地域内の地形の現状変更をきたす行為は禁止する。</p>
県自然環境保全条例による別地区の森林	<p>伐採方法及びその限度は、各自然環境保全地域ごとの実情に応じて、その保全計画に定めることとするが、その基準は次によるものとする。</p> <p>1 主伐</p> <p>(1) 伐採種 原則として択伐とする。 ただし、森林の群落構成を変える等、自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には小面積皆伐を行うことができる。</p> <p>(2) 伐採することのできる立木の年齢 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(3) 択伐する場合の制限 (水源かん養保安林と同じ)</p> <p>(4) 皆伐する場合の制限 一伐区の面積は、2ヘクタール以内とし、伐区は努めて分散させる。</p>	<p>1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>
県自然環境保全条例による環境保全地域の普通地区の森林	<p>全般的に自然環境の維持を考慮して、施業を行うこととし、特に施業方法は定めない。 ただし、自然環境の維持に著しい支障のある場合はこの限りではない。</p>	<p>1 その他 鉱物の掘採、土石の採取、土地の開墾、その他土地の形状の変更をきたす行為及び建築物の設置等は原則として禁止する。</p>

注 この表以外の制限行為については、他の法令に定める基準によるものとする。

## (附) 参考資料

### 1 森林計画区の概要

#### (1) 市町村別土地面積及び森林面積

区 分	区域面積① (ha)	森林面積 (ha)			森林比率 (%) ②/①×100
		総数②	国有林	民有林	
総 数	38,198	30,642	3,690	26,951	80.2
神石高原町	38,198	30,642	3,690	26,951	80.2
県全域	847,964	610,194	47,214	562,980	72.0

注1 区域面積：国土交通省国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調（1月1日時点）」による。

2 国有林（林野庁所管）：近畿中国森林管理局

3 表中の森林面積は、森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(2) 地況

ア 気候

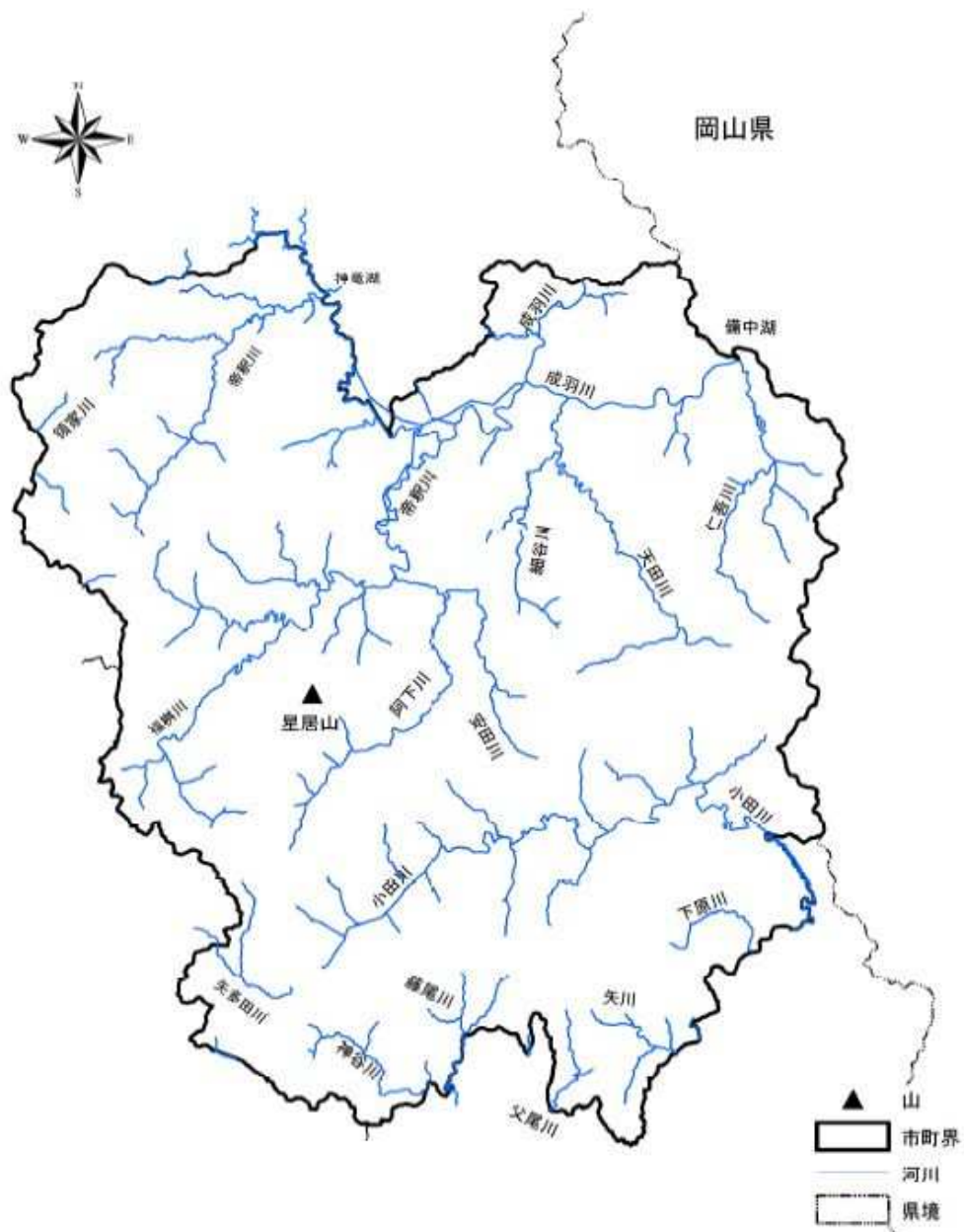
観測地	年間 降水量 (mm)	月平均気温			日照時間 (h)	最大 積雪深 (cm)
		最高 (℃)	最低 (℃)	年平均 (℃)		
神石高原町(油木)	1,468	23.6	-0.1	11.4	1,671.8	

注1 国土交通省気象庁「気象データ」による。

2 数値は、平成27年～令和元年の平均値

イ 地勢

高粱川上流森林計画区地勢図



ウ 地質，土壤等

(ア) 市町村別地質分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	花崗岩	流紋岩	中・古生	第三・ 第四紀	その他	計
総 数	2,755	8,022	8,944	1,062	6,167	26,951
神石高原町	2,755	8,022	8,944	1,062	6,167	26,951
県全域	231,815	206,641	72,969	13,991	37,564	562,980

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(イ) 市町村別森林土壌分布面積（民有林）

単位 面積：ha

区 分	未熟土	乾性 褐色森林土	適潤性 褐色森林土	湿性 褐色森林土	黒色土	計
総 数		4,838	21,063		1,051	26,951
神石高原町		4,838	21,063		1,051	26,951
県全域	52,217	208,980	280,908	55	20,821	562,980

注1 表中の民有林面積は，森林法第5条に定められている森林の面積を示す。

2 四捨五入のため，内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	森林	農地			その他	
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地
総数	38,198	30,642	1,200	884	285	6,356	358
神石高原町	38,198	30,642	1,200	884	285	6,356	358
県全域	847,964	610,194	34,107	28,338	3,162	203,663	36,765

- 注1 総面積：国土交通省国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」による。  
 2 農地：農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス（2015）」経営耕地の状況による。  
 3 宅地：広島県総務局税務課「令和元年度版市町村税の概要」による。  
 4 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業	その他
		総額	農業	林業	漁業			
総数	35,984	2,348	2,153	194	2	17,559	17,988	▲ 1,912
神石高原町	35,984	2,348	2,153	194	2	17,559	17,988	▲ 1,912
県全域	11,790,821	79,023	60,000	6,117	12,906	3,972,377	7,689,510	49,911

- 注1 広島県統計課「広島県市町民経済計算結果（平成29年度）」による。  
 2 その他欄は、輸入品に課される税・関税（控除）総資本形成に係る消費税。  
 3 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
		総数	農業	林業	漁業			
総数	4,738	1,334	1,287	42	5	1,069	2,329	6
神石高原町	4,738	1,334	1,287	42	5	1,069	2,329	6
県全域	1,336,568	41,312	36,678	1,194	3,440	347,007	904,269	43,980

- 注1 総務省統計局「平成27年国勢調査報告」による。  
 2 四捨五入のため、内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表  
 ア 高梁川上流森林計画区  
 (イ) 総数 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総数			針葉樹総数			スギ			ヒノキ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数	26,951.28	4,889,239	40,529.5									
立木地合計	25,771.24	4,889,239	40,529.5	15,566.30	3,746,752	29,620.5	1,721.26	588,624	2,886.3	6,483.21	1,650,428	20,387.3
天然林合計	17,034.76	2,560,996	16,614.9	6,973.40	1,429,568	5,874.5						
人工林合計	8,736.48	2,328,243	23,914.6	8,592.90	2,317,184	23,746.0	1,721.26	588,624	2,886.3	6,483.21	1,650,428	20,387.3
1	天然林	195.80			0.60							
	人工林	51.55			51.54					48.31		
2	天然林	247.09			2.49							
	人工林	34.66			31.13		0.08			28.30		
3	天然林	80.40	2,016	270.3	48.85	1,524	219.1					
	人工林	64.02	1,126	194.1	56.78	1,031	183.7	6.75		48.71	990	177.8
4	天然林	127.35	3,819	285.2	16.91	1,146	81.7					
	人工林	171.56	9,968	1,011.8	158.00	9,651	987.4	2.21	114	9.0	149.93	9,147
5	天然林	36.84	3,499	159.2	33.60	3,377	152.2					
	人工林	194.12	20,766	1,357.4	186.62	20,463	1,340.5	4.48	696	31.8	181.96	19,750
6	天然林	56.42	5,234	172.1	27.78	3,899	115.2					
	人工林	245.95	37,862	1,671.6	237.73	37,455	1,654.4	2.88	557	17.6	234.64	36,873
7	天然林	79.46	6,318	188.2	13.46	1,939	43.9					
	人工林	321.93	61,918	1,930.6	313.13	61,343	1,911.4	7.06	1,654	34.8	305.51	59,605
8	天然林	147.31	16,935	336.0	55.53	9,631	145.8					
	人工林	849.09	195,072	4,227.3	846.42	194,868	4,221.7	32.19	8,574	128.5	811.82	185,873
9	天然林	337.60	38,206	623.2	103.66	18,585	209.4					
	人工林	1,222.39	311,580	4,625.8	1,220.05	311,413	4,622.3	65.70	19,566	225.1	1,152.92	291,602
10	天然林	303.36	42,619	498.6	145.93	27,201	231.7					
	人工林	945.67	255,579	2,505.4	945.57	255,568	2,505.2	47.95	14,675	139.8	887.23	238,900
11	天然林	1,091.30	153,314	1,585.2	422.69	82,516	582.4					
	人工林	1,269.59	364,545	2,514.6	1,268.00	364,390	2,512.3	133.19	42,410	349.4	996.99	293,879
12	天然林	1,929.14	276,471	2,266.3	682.62	139,870	702.7					
	人工林	1,101.92	339,048	1,571.1	1,092.18	338,180	1,561.1	328.64	113,456	523.6	609.22	192,507
13	天然林	2,955.77	439,098	3,442.7	1,101.97	226,287	916.6					
	人工林	1,176.17	378,333	1,445.1	1,160.01	376,674	1,426.6	569.62	197,016	869.8	547.73	170,376
14	天然林	2,765.48	433,374	2,355.9	1,100.75	229,154	744.6					
	人工林	439.26	146,511	416.3	420.17	144,853	404.1	220.45	81,506	265.8	174.82	58,100
15	天然林	1,689.09	270,795	1,163.1	636.43	135,803	343.7					
	人工林	56.95	16,117	37.2	43.78	14,629	27.8	18.19	6,881	17.8	25.33	7,705
16	天然林	1,393.31	226,778	967.1	526.79	113,802	286.1					
	人工林	83.55	24,058	53.8	66.03	21,934	41.3	23.64	9,027	23.7	42.39	12,907
17	天然林	1,125.09	186,180	769.5	447.19	96,021	240.3					
	人工林	82.03	25,292	50.3	76.34	24,825	47.6	28.77	10,447	28.5	47.57	14,378
18	天然林	829.52	138,601	557.9	365.30	77,683	198.1					
	人工林	84.80	26,033	54.3	78.82	25,555	51.2	34.89	12,074	33.8	43.81	13,456
19	天然林	647.18	119,338	410.1	392.29	83,617	211.9					
	人工林	111.74	37,453	72.5	111.14	37,381	72.0	46.46	17,165	44.3	64.68	20,216
20	天然林	997.25	198,401	564.3	848.56	177,513	449.1					
	人工林	229.53	76,982	175.4	229.46	76,971	175.4	148.11	52,806	143.0	81.34	24,164
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	132.67	122,111	11.12	1,036.25								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表  
 ア 高梁川上流森林計画区  
 (イ) 総数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			その他針			広葉樹総数			クヌギ		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計	7,330.10	1,500,434	6,320.8	31.73	7,266	26.1	10,204.94	1,142,487	10,909.0	58.57	5,669	69.9
天然林合計	6,968.88	1,428,770	5,871.3	4.52	798	3.2	10,061.36	1,131,428	10,740.4	26.62	2,909	22.7
人工林合計	361.22	71,664	449.5	27.21	6,468	22.9	143.58	11,059	168.6	31.95	2,760	47.2
1	天然林 0.60						195.20					
	人工林 3.23						0.01					
2	天然林 2.49						244.60					
	人工林 2.75						3.53					
3	天然林 48.85	1,524	219.1				31.55	492	51.2			
	人工林 1.32	41	5.9				7.24	95	10.4			
4	天然林 16.91	1,146	81.7				110.44	2,673	203.5			
	人工林 5.86	390	28.1				13.56	317	24.4	1.11	26	2.0
5	天然林 33.60	3,377	152.2				3.24	122	7.0			
	人工林 0.18	17	0.8				7.50	303	16.9	2.48	89	5.0
6	天然林 27.78	3,899	115.2				28.64	1,335	56.9			
	人工林 0.21	25	0.8				8.22	407	17.2	4.68	244	10.2
7	天然林 13.46	1,939	43.9				66.00	4,379	144.3			
	人工林 0.56	84	1.9				8.80	575	19.2	6.59	451	14.8
8	天然林 55.53	9,631	145.8				91.78	7,304	190.2			
	人工林 2.41	421	6.5				2.67	204	5.6	0.82	57	1.6
9	天然林 103.66	18,585	209.4				233.94	19,621	413.8			
	人工林 1.43	245	2.9				2.34	167	3.5			
10	天然林 145.93	27,201	231.7				157.43	15,418	266.9			
	人工林 10.39	1,993	17.4				0.10	11	0.2			
11	天然林 422.69	82,516	582.4				668.61	70,798	1,002.8			
	人工林 137.82	28,101	192.6				1.59	155	2.3			
12	天然林 680.71	139,491	700.8	1.91	379	1.9	1,246.52	136,601	1,563.6	1.10	112	1.3
	人工林 152.81	31,891	160.0	1.51	326	1.6	9.74	868	10.0	0.60	61	0.7
13	天然林 1,101.37	226,166	916.1	0.60	121	0.5	1,853.80	212,811	2,526.1	2.90	312	3.8
	人工林 29.32	6,157	25.2	13.34	3,125	12.1	16.16	1,659	18.5	1.09	118	1.4
14	天然林 1,100.28	229,080	744.4	0.47	74	0.2	1,664.73	204,220	1,611.3	8.69	961	7.6
	人工林 12.66	2,255	7.3	12.24	2,992	9.1	19.09	1,658	12.2	1.40	132	1.2
15	天然林 636.43	135,803	343.7				1,052.66	134,992	819.4	5.69	578	3.8
	人工林 0.14	18		0.12	25	0.1	13.17	1,488	9.4	6.15	738	4.8
16	天然林 526.79	113,802	286.1				866.52	112,976	681.0	6.57	746	4.9
	人工林						17.52	2,124	12.5	7.03	844	5.5
17	天然林 447.19	96,021	240.3				677.90	90,159	529.2	0.73	87	0.5
	人工林						5.69	467	2.7			
18	天然林 365.30	77,683	198.1				464.22	60,918	359.8	0.60	72	0.5
	人工林 0.12	25	0.1				5.98	478	3.1			
19	天然林 392.23	83,604	211.9	0.06	13		254.89	35,721	198.2	0.34	41	0.3
	人工林						0.60	72	0.5			
20	天然林 847.08	177,302	448.5	1.48	211	0.6	148.69	20,888	115.2			
	人工林 0.01	1					0.07	11				
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表  
 ア 高梁川上流森林計画区  
 (イ) 総数 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	ア ベ マ キ			ク リ			ブ ナ			そ の 他 広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計	6.02	708	6.0	2.39	214	2.3				10,137.96	1,135,896	10,830.8
天然林合計	5.92	703	5.7	2.20	193	2.0				10,026.62	1,127,623	10,710.0
人工林合計	0.10	5	0.3	0.19	21	0.3				111.34	8,273	120.8
1	天然林									195.20		
	人工林									0.01		
2	天然林									244.60		
	人工林									3.53		
3	天然林									31.55	492	51.2
	人工林									7.24	95	10.4
4	天然林									110.44	2,673	203.5
	人工林									12.45	291	22.4
5	天然林									3.24	122	7.0
	人工林	0.10	5	0.3						4.92	209	11.6
6	天然林									28.64	1,335	56.9
	人工林									3.54	163	7.0
7	天然林									66.00	4,379	144.3
	人工林									2.21	124	4.4
8	天然林									91.78	7,304	190.2
	人工林									1.85	147	4.0
9	天然林									233.94	19,621	413.8
	人工林									2.34	167	3.5
10	天然林									157.43	15,418	266.9
	人工林									0.10	11	0.2
11	天然林				0.14	11	0.2			668.47	70,787	1,002.6
	人工林									1.59	155	2.3
12	天然林	0.06	6	0.1						1,245.36	136,483	1,562.2
	人工林									9.14	807	9.3
13	天然林	1.94	210	2.6	0.83	89	1.2			1,848.13	212,200	2,518.5
	人工林				0.19	21	0.3			14.88	1,520	16.8
14	天然林	0.05	7							1,655.99	203,252	1,603.7
	人工林									17.69	1,526	11.0
15	天然林									1,046.97	134,414	815.6
	人工林									7.02	750	4.6
16	天然林	0.70	84	0.6						859.25	112,146	675.5
	人工林									10.49	1,280	7.0
17	天然林	1.39	166	0.9						675.78	89,906	527.8
	人工林									5.69	467	2.7
18	天然林	1.66	216	1.4	1.14	82	0.5			460.82	60,548	357.4
	人工林									5.98	478	3.1
19	天然林	0.12	14	0.1						254.43	35,666	197.8
	人工林									0.60	72	0.5
20	天然林				0.09	11	0.1			148.60	20,877	115.1
	人工林									0.07	11	
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表  
 ア 高梁川上流森林計画区  
 (イ) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	434.89	76,787	363.4									
立木地合計	434.89	76,787	363.4	382.29	72,518	327.6	0.31	118	0.4	7.92	1,216	33.3
天然林合計	361.78	69,763	288.6	359.98	69,573	286.7						
人工林合計	73.11	7,024	74.8	22.31	2,945	40.9	0.31	118	0.4	7.92	1,216	33.3
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林	0.11	7	0.5	0.11	7	0.5					
	人工林											
5	天然林	4.32	403	28.8	4.32	403	28.8			4.32	403	28.8
	人工林											
6	天然林											
	人工林											
7	天然林	0.23	32	0.7	0.23	32	0.7					
	人工林	0.28	48	1.6	0.28	48	1.6			0.28	48	1.6
8	天然林	0.06	9	0.1	0.06	9	0.1					
	人工林	0.31	34	0.9	0.10	20	0.5			0.10	20	0.5
9	天然林	1.44	247	2.9	1.44	247	2.9					
	人工林	1.51	93	2.0	0.05	11	0.2			0.05	11	0.2
10	天然林	4.17	742	6.4	4.17	742	6.4					
	人工林											
11	天然林	37.30	6,778	48.8	36.90	6,740	48.3					
	人工林	6.16	517	4.0	5.34	442	2.9			0.25	46	0.3
12	天然林	64.44	12,375	63.0	64.16	12,346	62.7					
	人工林	7.89	819	5.7	2.72	520	2.4	0.21	85	0.3	0.50	135
13	天然林	92.46	17,458	72.3	91.88	17,400	71.6					
	人工林	12.42	1,388	11.8	2.03	402	1.2			1.55	320	0.9
14	天然林	67.88	13,359	44.4	67.88	13,359	44.4					
	人工林	21.31	2,087	11.1	6.78	952	3.1	0.10	33	0.1	0.45	130
15	天然林	31.13	6,233	16.4	30.94	6,210	16.2					
	人工林	4.57	428	2.5	0.14	18						
16	天然林	12.74	2,570	6.9	12.39	2,528	6.7					
	人工林	4.77	456	2.5								
17	天然林	20.71	4,119	10.9	20.71	4,119	10.9					
	人工林	5.35	420	2.4	0.06	8				0.06	8	
18	天然林	11.92	2,471	6.5	11.92	2,471	6.5					
	人工林	3.85	235	1.4	0.12	25	0.1					
19	天然林	7.79	1,437	3.7	7.79	1,437	3.7					
	人工林	0.17	63	0.1	0.17	63	0.1			0.17	63	0.1
20	天然林	9.40	1,926	5.1	9.40	1,926	5.1					
	人工林	0.20	33		0.20	33				0.19	32	
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表  
 ア 高梁川上流森林計画区  
 (イ) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ヌ ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	374.06	71,184	293.9				52.60	4,269	35.8			
天然林合計	359.98	69,573	286.7				1.80	190	1.9			
人工林合計	14.08	1,611	7.2				50.80	4,079	33.9			
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林	0.11	7	0.5								
	人工林											
5	天然林											
	人工林											
6	天然林											
	人工林											
7	天然林	0.23	32	0.7								
	人工林											
8	天然林	0.06	9	0.1			0.21	14	0.4			
	人工林											
9	天然林	1.44	247	2.9			1.46	82	1.8			
	人工林											
10	天然林	4.17	742	6.4								
	人工林											
11	天然林	36.90	6,740	48.3			0.40	38	0.5			
	人工林	5.09	396	2.6			0.82	75	1.1			
12	天然林	64.16	12,346	62.7			0.28	29	0.3			
	人工林	2.01	300	1.5			5.17	299	3.3			
13	天然林	91.88	17,400	71.6			0.58	58	0.7			
	人工林	0.48	82	0.3			10.39	986	10.6			
14	天然林	67.88	13,359	44.4								
	人工林	6.23	789	2.7			14.53	1,135	8.0			
15	天然林	30.94	6,210	16.2			0.19	23	0.2			
	人工林	0.14	18				4.43	410	2.5			
16	天然林	12.39	2,528	6.7			0.35	42	0.2			
	人工林						4.77	456	2.5			
17	天然林	20.71	4,119	10.9			5.29	412	2.4			
	人工林											
18	天然林	11.92	2,471	6.5								
	人工林	0.12	25	0.1			3.73	210	1.3			
19	天然林	7.79	1,437	3.7								
	人工林											
20	天然林	9.40	1,926	5.1								
	人工林	0.01	1									
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表  
 ア 高梁川上流森林計画区  
 (イ) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	ア ベ マ キ			ク リ			ブ ナ			そ の 他 広		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計										52.60	4,269	35.8
天然林合計										1.80	190	1.9
人工林合計										50.80	4,079	33.9
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林											
	人工林											
5	天然林											
	人工林											
6	天然林											
	人工林											
7	天然林											
	人工林											
8	天然林									0.21	14	0.4
	人工林											
9	天然林									1.46	82	1.8
	人工林											
10	天然林											
	人工林											
11	天然林									0.40	38	0.5
	人工林									0.82	75	1.1
12	天然林									0.28	29	0.3
	人工林									5.17	299	3.3
13	天然林									0.58	58	0.7
	人工林									10.39	986	10.6
14	天然林											
	人工林									14.53	1,135	8.0
15	天然林									0.19	23	0.2
	人工林									4.43	410	2.5
16	天然林									0.35	42	0.2
	人工林									4.77	456	2.5
17	天然林											
	人工林									5.29	412	2.4
18	天然林											
	人工林									3.73	210	1.3
19	天然林											
	人工林											
20	天然林											
	人工林											
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(ア) 総数 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			その他針			広葉樹総数			クヌギ			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数													
立木地合計	194,184.20	35,610,625	164,327.5	627.82	150,194	588.8	209,463.02	24,314,041	251,657.2	1,695.43	147,116	2,508.0	
天然林合計	170,513.67	31,320,731	136,376.0	151.94	32,937	92.7	204,218.74	23,973,573	242,791.9	867.34	100,684	827.7	
人工林合計	23,670.53	4,289,894	27,951.5	475.88	117,257	496.1	5,244.28	340,468	8,865.3	828.09	46,432	1,680.3	
1	天然林	11.87						385.44			6.34		
	人工林	35.90			2.43		10.20			0.10			
2	天然林	9.53					341.30			0.31			
	人工林	68.48			0.70		52.17			11.73			
3	天然林	731.05	26,696	3,733.8			394.07	5,680	587.2				
	人工林	71.10	1,430	218.4			126.57	2,192	218.6	4.86	98	9.4	
4	天然林	590.59	42,779	3,005.8			987.72	25,874	1,915.0				
	人工林	215.66	8,631	772.0	1.31	117	7.7	503.22	13,548	991.7	44.72	1,182	87.4
5	天然林	1,334.50	162,931	6,736.4			293.81	11,876	669.0	0.16	4	0.2	
	人工林	170.93	10,891	607.7	1.66	201	8.3	739.09	26,753	1,567.5	144.07	5,103	302.8
6	天然林	871.36	113,188	3,498.0	1.56	255	6.6	849.54	46,004	1,881.0	1.82	84	3.5
	人工林	22.44	2,544	85.1	0.29	45	1.2	741.85	36,063	1,512.2	219.11	11,134	464.6
7	天然林	893.46	120,405	2,759.9			2,298.15	146,740	4,887.7	8.61	466	16.0	
	人工林	142.31	14,353	393.8	0.20	37	0.7	704.33	42,133	1,425.3	277.37	17,596	581.0
8	天然林	1,020.94	150,759	2,435.7	0.05	10	0.1	5,432.46	385,531	10,293.7	0.89	61	1.7
	人工林	411.74	53,816	963.0	2.09	307	5.1	688.79	47,628	1,287.2	86.02	6,963	181.3
9	天然林	1,769.41	275,569	3,276.4			9,060.92	717,657	15,306.9	0.73	59	1.2	
	人工林	1,105.70	169,057	2,044.2	5.31	1,175	12.3	235.51	18,489	395.8	13.53	1,236	25.9
10	天然林	3,103.82	498,691	4,475.8			12,200.68	1,093,804	19,215.0	3.53	322	5.5	
	人工林	1,619.35	269,960	2,396.7	1.31	307	2.4	72.28	6,316	111.1	4.68	504	8.6
11	天然林	8,036.31	1,457,125	10,346.9	1.78	353	2.4	16,874.78	1,790,381	25,250.8	13.97	1,604	22.6
	人工林	6,349.24	1,224,136	8,443.7	13.66	3,210	20.6	138.60	13,885	196.9			
12	天然林	19,668.47	3,698,358	19,558.1	2.53	519	2.6	25,235.40	2,914,481	33,682.3	60.04	6,542	76.4
	人工林	7,893.54	1,528,218	8,102.5	112.50	27,468	130.6	288.03	30,502	354.4	0.60	61	0.7
13	天然林	31,906.13	6,067,969	25,157.6	9.14	2,223	8.7	38,763.29	4,670,864	52,413.2	135.23	15,958	182.0
	人工林	3,778.12	706,172	2,998.3	266.36	67,304	256.1	255.81	26,528	307.5	3.04	372	4.1
14	天然林	24,335.78	4,687,745	15,510.5	9.87	2,013	6.5	32,642.03	4,186,271	31,511.1	246.37	28,511	230.2
	人工林	1,033.36	176,190	606.1	65.53	16,606	50.1	231.46	24,926	195.0	1.69	165	1.5
15	天然林	16,054.90	3,126,741	7,965.5	1.49	350	0.9	21,598.45	2,891,253	16,707.4	207.47	25,284	154.3
	人工林	244.09	40,660	101.7	0.17	38	0.1	215.86	25,337	152.5	6.15	738	4.8
16	天然林	11,815.99	2,326,665	5,909.3	2.80	538	1.2	14,312.94	1,942,345	11,053.9	112.58	13,074	81.9
	人工林	140.02	22,762	58.8	0.08	16		91.53	11,021	63.5	10.42	1,280	8.2
17	天然林	9,924.84	1,933,829	4,890.4	4.17	849	2.2	9,711.82	1,337,831	7,524.3	38.63	4,580	28.2
	人工林	115.90	18,768	50.2	0.06	12		34.45	4,068	23.6			
18	天然林	8,387.59	1,591,300	4,029.0	3.66	771	2.1	5,421.72	752,681	4,190.2	18.33	2,543	14.3
	人工林	66.72	11,960	30.4	0.39	73	0.1	28.40	2,996	18.4			
19	天然林	8,577.41	1,531,787	3,943.5	3.12	670	1.3	2,582.44	356,990	1,980.7	4.13	517	3.3
	人工林	70.99	12,078	31.2				12.38	1,409	8.8			
20	天然林	21,469.72	3,508,194	9,143.4	111.77	24,386	58.1	4,831.78	697,310	3,722.5	8.20	1,075	6.4
	人工林	114.94	18,268	47.7	1.83	341	0.8	73.75	6,674	35.3			
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地									
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ			

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県  
(ア) 総数 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	ア ベ マ キ			ク リ			ブ ナ			そ の 他 広			
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数													
立木地合計	141.83	16,584	123.5	158.38	19,222	202.6	238.36	32,789	185.6	207,229.02	24,098,330	248,637.5	
天然林合計	127.60	14,790	110.0	78.58	10,557	88.6	231.96	32,388	169.2	202,913.26	23,815,154	241,596.4	
人工林合計	14.23	1,794	13.5	79.80	8,665	114.0	6.40	401	16.4	4,315.76	283,176	7,041.1	
1	天然林									379.10			
	人工林									10.10			
2	天然林									340.99			
	人工林									40.44			
3	天然林									394.07	5,680	587.2	
	人工林						0.02			121.69	2,094	209.2	
4	天然林									987.72	25,874	1,915.0	
	人工林			4.51	150	10.1				453.99	12,216	894.2	
5	天然林									293.65	11,872	668.8	
	人工林	0.10	5	0.3	1.53	4.0	0.10	5	0.3	593.29	21,568	1,260.1	
6	天然林	6.60	182	7.8						841.12	45,738	1,869.7	
	人工林				0.97	60	2.4	6.28	396	16.1	515.49	24,473	1,029.1
7	天然林						0.20	11	0.4	2,289.34	146,263	4,871.3	
	人工林			2.00	154	4.7				424.96	24,383	839.6	
8	天然林	0.68	46	1.2			0.11	7	0.2	5,430.78	385,417	10,290.6	
	人工林				0.10	7	0.2			602.67	40,658	1,105.7	
9	天然林	0.12	9	0.2						9,060.07	717,589	15,305.5	
	人工林				0.28	22	0.4			221.70	17,231	369.5	
10	天然林	0.03	2		1.73	139	2.4			12,197.12	1,093,480	19,209.5	
	人工林									65.87	5,673	100.1	
11	天然林	1.22	132	1.9	2.77	285	4.0			16,856.82	1,788,360	25,222.3	
	人工林				17.51	1,897	27.1			121.09	11,988	169.8	
12	天然林	1.68	171	2.0	32.32	4,262	50.3			25,141.36	2,903,506	33,553.6	
	人工林	0.04	4		23.81	2,909	34.3			263.58	27,528	319.4	
13	天然林	11.01	1,335	14.7	2.12	249	3.0	0.36	50	0.5	38,614.57	4,653,272	52,213.0
	人工林	1.51	166	2.0	15.94	1,886	20.6			235.32	24,104	280.8	
14	天然林	18.49	2,365	17.8	1.82	210	1.6	0.06	7	0.1	32,375.29	4,155,178	31,261.4
	人工林	5.68	756	5.6	3.24	357	2.2			220.85	23,648	185.7	
15	天然林	16.30	1,958	12.4	1.75	206	1.3	2.31	351	1.8	21,370.62	2,863,454	16,537.6
	人工林	5.57	669	4.4	3.61	462	2.4			200.53	23,468	140.9	
16	天然林	21.28	2,499	14.7	0.51	56	0.3	0.12	14	0.1	14,178.45	1,926,702	10,956.9
	人工林				0.67	85	0.5			80.44	9,656	54.8	
17	天然林	24.30	2,982	17.7	2.90	334	1.8	11.92	1,811	9.4	9,634.07	1,328,124	7,467.2
	人工林	0.53	81	0.5	2.03	237	1.2			31.89	3,750	21.9	
18	天然林	11.91	1,455	9.1	6.76	854	4.9	0.16	19	0.1	5,384.56	747,810	4,161.8
	人工林	0.73	105	0.6	0.90	113	0.7			26.77	2,778	17.1	
19	天然林	9.66	1,128	7.3	2.69	365	1.9	19.28	2,051	10.7	2,546.68	352,929	1,957.5
	人工林	0.07	8	0.1	0.87	104	0.7			11.44	1,297	8.0	
20	天然林	4.32	526	3.2	24.94	3,736	19.5	197.44	28,067	145.9	4,596.88	663,906	3,547.5
	人工林				0.10	11	0.1			73.65	6,663	35.2	
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地									
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ			



2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(イ) 育成複層林 (その1)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	総 数			針 葉 樹 総 数			ス ギ			ヒ ノ キ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数	12,506.40	2,121,119	10,020.7									
立木地合計	12,506.40	2,121,119	10,020.7	10,923.10	1,960,674	8,414.3	227.07	75,616	347.2	214.80	48,282	439.9
天然林合計	8,455.43	1,481,445	6,579.2	7,689.77	1,397,408	5,707.9						
人工林合計	4,050.97	639,674	3,441.5	3,233.33	563,266	2,706.4	227.07	75,616	347.2	214.80	48,282	439.9
1	天然林 1.23			人工林 1.23								
2	天然林			人工林								
3	天然林			人工林								
4	天然林 2.22	116	8.4	人工林 1.59	99	7.0				1.59	83	9.2
5	天然林 4.06	321	15.3	人工林 14.40	276	12.7	0.12	26	1.1	14.25	1,077	82.0
6	天然林 11.53	885	33.0	人工林 14.58	361	11.8	5.01	1,070	27.9	5.57	419	26.1
7	天然林 1.40	146	3.7	人工林 27.27	111	2.5				22.43	2,369	102.2
8	天然林 9.13	977	18.6	人工林 15.58	687	10.8				3.19	416	11.8
9	天然林 53.48	7,020	98.6	人工林 76.37	5,061	57.8	0.82	171	2.2	3.23	643	10.2
10	天然林 135.29	21,584	197.0	人工林 97.68	20,550	178.5	5.60	1,663	13.7	33.22	8,902	80.4
11	天然林 620.94	102,978	779.9	人工林 291.64	97,255	699.1	31.73	10,505	75.0	20.17	4,407	28.5
12	天然林 1,567.65	270,905	1,507.9	人工林 1,022.66	253,605	1,306.6	97.08	35,706	140.2	31.59	9,541	43.8
13	天然林 2,449.34	434,342	1,942.8	人工林 856.59	416,126	1,715.2	40.66	12,253	51.2	39.30	9,610	29.5
14	天然林 1,402.22	251,570	907.6	人工林 555.28	232,797	761.6	14.74	4,196	12.7	6.34	1,549	3.3
15	天然林 667.86	122,981	336.9	人工林 363.25	117,325	301.0	3.31	1,077	2.4	1.28	279	0.3
16	天然林 554.39	96,656	264.7	人工林 175.48	91,149	231.9	1.40	439	1.1	1.66	356	0.3
17	天然林 407.28	71,750	199.8	人工林 147.07	66,105	166.2	9.16	2,975	6.9	7.42	2,017	3.2
18	天然林 199.00	35,072	94.6	人工林 102.22	33,529	85.1	2.79	817	2.0	13.62	4,005	5.6
19	天然林 141.04	25,059	66.8	人工林 91.01	24,545	63.4	6.05	1,962	4.3	4.55	1,367	1.9
20	天然林 227.37	39,083	103.6	人工林 198.30	37,827	96.7	8.60	2,756	6.5	5.39	1,242	1.6
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(イ) 育成複層林 (その2)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	マ ツ			そ の 他 針			広 葉 樹 総 数			ク ヌ ギ		
	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量
総 数												
立木地合計	10,478.84	1,836,345	7,626.2	2.39	431	1.0	1,583.30	160,445	1,606.4			
天然林合計	7,689.77	1,397,408	5,707.9				765.66	84,037	871.3			
人工林合計	2,789.07	438,937	1,918.3	2.39	431	1.0	817.64	76,408	735.1			
1	天然林 1.23											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林 1.50	99	7.0				0.72	17	1.4			
	人工林											
5	天然林 2.90	276	12.7				1.16	45	2.6			
	人工林						0.03	1	0.1			
6	天然林 3.01	361	11.8				8.52	524	21.2			
	人工林 2.64	309	10.1				1.36	63	2.7			
7	天然林 0.79	111	2.5				0.61	35	1.2			
	人工林 4.41	675	14.5				0.43	25	0.8			
8	天然林 4.58	687	10.8				4.55	290	7.8			
	人工林 6.52	1,151	17.1				5.87	430	11.6			
9	天然林 31.17	5,061	57.8				22.31	1,959	40.8			
	人工林 53.50	7,529	85.6				18.82	1,312	28.6			
10	天然林 122.54	20,550	178.5				12.75	1,034	18.5			
	人工林 45.78	7,410	62.1				13.08	944	16.6			
11	天然林 562.36	97,255	699.1				58.58	5,723	80.8			
	人工林 201.45	33,555	229.7	0.17	19	0.1	38.12	3,145	44.7			
12	天然林 1,412.18	253,605	1,306.6				155.47	17,300	201.3			
	人工林 732.74	115,431	602.5				161.25	15,731	181.5			
13	天然林 2,272.56	416,126	1,715.2				176.78	18,216	227.6			
	人工林 625.91	92,119	389.5				150.72	13,380	165.8			
14	天然林 1,247.00	232,797	761.6				155.22	18,773	146.0			
	人工林 376.62	58,827	193.8				157.58	15,189	124.9			
15	天然林 619.67	117,325	301.0				48.19	5,656	35.9			
	人工林 243.92	40,624	101.6				114.74	11,870	74.3			
16	天然林 507.46	91,149	231.9				46.93	5,507	32.8			
	人工林 131.94	21,522	55.0	0.03	6		40.45	3,778	23.3			
17	天然林 361.04	66,105	166.2				46.24	5,645	33.6			
	人工林 115.44	18,650	50.0				15.05	1,357	8.7			
18	天然林 185.77	33,529	85.1				13.23	1,543	9.5			
	人工林 66.29	11,846	30.2	0.36	65	0.1	19.16	1,776	11.2			
19	天然林 136.10	24,545	63.4				4.94	514	3.4			
	人工林 70.82	12,038	31.2				9.59	1,060	6.5			
20	天然林 217.91	37,827	96.7				9.46	1,256	6.9			
	人工林 111.09	17,251	45.4	1.83	341	0.8	71.39	6,347	33.8			
無 立 木 地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	ク リ	ブ ナ	ザ ツ		

2 森林の現況 (1) 齢級別森林資源表

イ 全県

(イ) 育成複層林 (その3)

単位 面積：ha, 材積：m<sup>3</sup>, 成長量：m<sup>3</sup>, 竹束

	アベマキ			クリ			ブナ			その他広		
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
総数												
立木地合計				30.09	3,972	46.8				1,553.21	156,473	1,559.6
天然林合計				30.09	3,972	46.8				735.57	80,065	824.5
人工林合計										817.64	76,408	735.1
1	天然林											
	人工林											
2	天然林											
	人工林											
3	天然林											
	人工林											
4	天然林									0.72	17	1.4
	人工林											
5	天然林									1.16	45	2.6
	人工林									0.03	1	0.1
6	天然林									8.52	524	21.2
	人工林									1.36	63	2.7
7	天然林									0.61	35	1.2
	人工林									0.43	25	0.8
8	天然林									4.55	290	7.8
	人工林									5.87	430	11.6
9	天然林									22.31	1,959	40.8
	人工林									18.82	1,312	28.6
10	天然林									12.75	1,034	18.5
	人工林									13.08	944	16.6
11	天然林									58.58	5,723	80.8
	人工林									38.12	3,145	44.7
12	天然林				30.09	3,972	46.8			125.38	13,328	154.5
	人工林									161.25	15,731	181.5
13	天然林									176.78	18,216	227.6
	人工林									150.72	13,380	165.8
14	天然林									155.22	18,773	146.0
	人工林									157.58	15,189	124.9
15	天然林									48.19	5,656	35.9
	人工林									114.74	11,870	74.3
16	天然林									46.93	5,507	32.8
	人工林									40.45	3,778	23.3
17	天然林									46.24	5,645	33.6
	人工林									15.05	1,357	8.7
18	天然林									13.23	1,543	9.5
	人工林									19.16	1,776	11.2
19	天然林									4.94	514	3.4
	人工林									9.59	1,060	6.5
20	天然林									9.46	1,256	6.9
	人工林									71.39	6,347	33.8
無立木地	竹林面積	竹林蓄積	更新困難地	未立木地								
	伐採跡地計	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	アベマキ	クリ	ブナ	ザツ		

(2) 制限林普通林別森林資源表

(高梁川上流森林計画区)

区 分	総 数	立 木 地												
		総 数			人 工 林						地			
		総 数	針葉樹	広葉樹	総 数			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
総 数	面 積	26,951.28	25,771.24	15,566.30	10,204.94	8,736.48	8,592.90	143.58	8,663.37	8,570.59	92.78	73.11	22.31	50.80
	材 積	4,889,239	4,889,239	3,746,752	1,142,487	2,328,243	2,317,184	11,059	2,321,219	2,314,239	6,980	7,024	2,945	4,079
	成長量	40,529.5	40,529.5	29,620.5	10,909.0	23,914.6	23,746.0	168.6	23,839.8	23,705.1	134.7	74.8	40.9	33.9
制限林	面 積	8,745.96	8,576.56	4,921.62	3,654.94	3,242.47	3,161.22	81.25	3,180.51	3,148.24	32.27	61.96	12.98	48.98
	材 積	1,650,363	1,650,363	1,227,514	422,849	863,821	857,323	6,498	858,291	855,712	2,579	5,530	1,611	3,919
	成長量	14,215.6	14,215.6	10,340.2	3,875.4	8,921.4	8,848.2	73.2	8,854.8	8,813.3	41.5	66.6	34.9	31.7
普通林	面 積	18,205.32	17,194.68	10,644.68	6,550.00	5,494.01	5,431.68	62.33	5,482.86	5,422.35	60.51	11.15	9.33	1.82
	材 積	3,238,876	3,238,876	2,519,238	719,638	1,464,422	1,459,861	4,561	1,462,928	1,458,527	4,401	1,494	1,334	160
	成長量	26,313.9	26,313.9	19,280.3	7,033.6	14,993.2	14,897.8	95.4	14,985.0	14,891.8	93.2	8.2	6.0	2.2

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区 分	総 数	立 木 地											竹 林	無立木地	
		天 然 林			人 工 林						天 然 生 林				
		総 数	針葉樹	広葉樹	育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			総 数	針葉樹			広葉樹
					総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹					
総 数	面 積	17,034.76	6,973.40	10,061.36	32.54		32.54	361.78	359.98	1.80	16,640.44	6,613.42	10,027.02	132.67	1,047.37
	材 積	2,560,996	1,429,568	1,131,428	3,612		3,612	69,763	69,573	190	2,487,621	1,359,995	1,127,626	122,111	
	成長量	16,614.9	5,874.5	10,740.4	28.4		28.4	288.6	286.7	1.9	16,297.9	5,587.8	10,710.1		
制限林	面 積	5,334.09	1,760.40	3,573.69	6.33		6.33	108.94	108.16	0.78	5,218.82	1,652.24	3,566.58	22.23	147.17
	材 積	786,542	370,191	416,351	754		754	21,012	20,933	79	764,776	349,258	415,518	20,734	
	成長量	5,294.2	1,492.0	3,802.2	6.6		6.6	83.5	82.5	1.0	5,204.1	1,409.5	3,794.6		
普通林	面 積	11,700.67	5,213.00	6,487.67	26.21		26.21	252.84	251.82	1.02	11,421.62	4,961.18	6,460.44	110.44	900.20
	材 積	1,774,454	1,059,377	715,077	2,858		2,858	48,751	48,640	111	1,722,845	1,010,737	712,108	101,377	
	成長量	11,320.7	4,382.5	6,938.2	21.8		21.8	205.1	204.2	0.9	11,093.8	4,178.3	6,915.5		

(3) 市町村別森林資源表

(高梁川上流森林計画区)

区 分	面 積	材 積	立 木 地												
			立			人 工						地			
			総 数			人 工			育 成 単 層 林		育 成 複 層 林				
総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹				
総 数	26,951.28	4,889,239	25,771.24	15,566.30	10,204.94	8,736.48	8,592.90	143.58	8,663.37	8,570.59	92.78	73.11	22.31	50.80	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	
神石高原町	(油木)	面積	6,998.44	6,750.13	3,397.76	3,352.37	2,065.85	2,034.65	31.20	2,039.56	2,027.82	11.74	26.29	6.83	19.46
		材積	1,119,278	1,119,278	767,715	351,563	501,159	498,964	2,195	498,862	498,012	850	2,297	952	1,345
	(神石)	面積	7,568.97	7,244.25	3,970.38	3,273.87	3,113.97	3,058.88	55.09	3,078.96	3,053.42	25.54	35.01	5.46	29.55
		材積	1,671,482	1,671,482	1,236,789	434,693	1,012,003	1,007,044	4,959	1,008,873	1,006,466	2,407	3,130	578	2,552
	(豊松)	面積	3,866.84	3,447.39	2,109.50	1,337.89	1,374.87	1,346.07	28.80	1,369.39	1,340.59	28.80	5.48	5.48	
		材積	614,109	614,109	475,027	139,082	330,589	327,722	2,867	329,875	327,008	2,867	714	714	
	(三和)	面積	8,517.03	8,329.47	6,088.66	2,240.81	2,181.79	2,153.30	28.49	2,175.46	2,148.76	26.70	6.33	4.54	1.79
		材積	1,484,370	1,484,370	1,267,221	217,149	484,492	483,454	1,038	483,609	482,753	856	883	701	182
	小計	面積	26,951.28	25,771.24	15,566.30	10,204.94	8,736.48	8,592.90	143.58	8,663.37	8,570.59	92.78	73.11	22.31	50.80
		材積	4,889,239	4,889,239	3,746,752	1,142,487	2,328,243	2,317,184	11,059	2,321,219	2,314,239	6,980	7,024	2,945	4,079

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束 立竹は束

区 分	面 積	材 積	立 木 地										竹 林	無立木地		
			立			木 地										
			天 然			育 成 単 層 林			育 成 複 層 林			天 然 生 林				
総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹					
総 数	17,034.76	2,560,996	6,973.40	10,061.36	32.54		32.54	361.78	359.98	1.80	16,640.44	6,613.42	10,027.02	132.67	1,047.37	
	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積	面積	材積
神石高原町	(油木)	面積	4,684.28	1,363.11	3,321.17	20.33		20.33	64.42	64.02	0.40	4,599.53	1,299.09	3,300.44	33.97	214.34
		材積	618,119	268,751	349,368	2,109		2,109	12,483	12,445	38	603,527	256,306	347,221	46,952	
	(神石)	面積	4,130.28	911.50	3,218.78	2.30		2.30				4,127.98	911.50	3,216.48	56.45	268.27
		材積	659,479	229,745	429,734	340		340				659,139	229,745	429,394	44,897	
	(豊松)	面積	2,072.52	763.43	1,309.09	8.00		8.00	88.91	88.91		1,975.61	674.52	1,301.09	21.40	398.05
		材積	283,520	147,305	136,215	934		934	17,521	17,521		265,065	129,784	135,281	15,363	
	(三和)	面積	6,147.68	3,935.36	2,212.32	1.91		1.91	208.45	207.05	1.40	5,937.32	3,728.31	2,209.01	20.85	166.71
		材積	999,878	783,767	216,111	229		229	39,759	39,607	152	959,890	744,160	215,730	14,899	
	小計	面積	17,034.76	6,973.40	10,061.36	32.54		32.54	361.78	359.98	1.80	16,640.44	6,613.42	10,027.02	132.67	1,047.37
		材積	2,560,996	1,429,568	1,131,428	3,612		3,612	69,763	69,573	190	2,487,621	1,359,995	1,127,626	122,111	

(4) 所有形態別森林資源表

(高梁川上流森林計画区)

区分		総数	立木地											
			総数			人工林						天然林		
			総数	針葉樹	広葉樹	総数			育成単層林			育成複層林		
						総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	面積	26,951.28	25,771.24	15,566.30	10,204.94	8,736.48	8,592.90	143.58	8,663.37	8,570.59	92.78	73.11	22.31	50.80
	材積	4,889,239	4,889,239	3,746,752	1,142,487	2,328,243	2,317,184	11,059	2,321,219	2,314,239	6,980	7,024	2,945	4,079
県営・県有林	面積	19.80	16.83	10.33	6.50	7.28	7.28		7.28	7.28				
	材積	3,409	3,409	2,593	816	1,949	1,949		1,949	1,949				
市町有林	面積	505.30	492.57	394.92	97.65	344.85	341.21	3.64	339.30	336.68	2.62	5.55	4.53	1.02
	材積	107,414	107,414	96,480	10,934	86,246	85,921	325	85,585	85,361	224	661	560	101
財産区有林	面積	127.36	127.24	88.55	38.69	49.30	49.30		49.30	49.30				
	材積	24,364	24,364	20,468	3,896	12,490	12,490		12,490	12,490				
私有林	面積	26,298.82	25,134.60	15,072.50	10,062.10	8,335.05	8,195.11	139.94	8,267.49	8,177.33	90.16	67.56	17.78	49.78
	材積	4,754,052	4,754,052	3,627,211	1,126,841	2,227,558	2,216,824	10,734	2,221,195	2,214,439	6,756	6,363	2,385	3,978

単位 面積：ha 材積：立木はm<sup>3</sup>，立竹は束

区分		総数	立木地										竹林	無立木地		
			天然林			人工林						天然生林				
			総数	針葉樹	広葉樹	育成単層林			育成複層林			天然生林				
						総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数			針葉樹	広葉樹
総数	面積	17,034.76	6,973.40	10,061.36	32.54		32.54	361.78	359.98	1.80	16,640.44	6,613.42	10,027.02	132.67	1,047.37	
	材積	2,560,996	1,429,568	1,131,428	3,612		3,612	69,763	69,573	190	2,487,621	1,359,995	1,127,626	122,111		
県営・県有林	面積	9.55	3.05	6.50			0.01	0.01			9.54	3.04	6.50	0.03	2.94	
	材積	1,460	644	816			2	2			1,458	642	816	37		
市町有林	面積	147.72	53.71	94.01			6.73	6.73			140.99	46.98	94.01	0.76	11.97	
	材積	21,168	10,559	10,609			1,327	1,327			19,841	9,232	10,609	780		
財産区有林	面積	77.94	39.25	38.69							77.94	39.25	38.69		0.12	
	材積	11,874	7,978	3,896							11,874	7,978	3,896			
私有林	面積	16,799.55	6,877.39	9,922.16	32.54		32.54	355.04	353.24	1.80	16,411.97	6,524.15	9,887.82	131.88	1,032.34	
	材積	2,526,494	1,410,387	1,116,107	3,612		3,612	68,434	68,244	190	2,454,448	1,342,143	1,112,305	121,294		

(5) 制限林の種類別面積

(その1)

(高梁川上流森林計画区)

制限林 市町	総数	保安林										保安施設 地区	砂防指定地
		総数	水源 かん養	土砂 流出防備	土砂 崩壊防備	防風	なだれ防止	落石防止	防火	保健	風致		
総数	(427.09) 8,555.43	(202.80) 8,124.89	(131.14) 7,744.51	(0.79) 371.69	8.69					(20.44)	(50.43)	(0.04) 0.17	(0.33) 13.04
神石高原町	(油木)	(93.10) 2,215.59	(46.55) 2,127.37	(46.55) 2,101.38	19.21	6.78						0.16	(0.10) 9.44
	(神石)	(212.31) 3,078.62	(74.28) 2,762.41	(23.81) 2,730.88	(0.04) 29.81	1.72					(50.43)	(0.04) 0.01	(0.01)
	(豊松)	(78.98) 1,043.63	(39.49) 1,030.58	(39.49) 1,013.00	17.58								3.59
	(三和)	(42.70) 2,217.59	(42.48) 2,204.53	(21.29) 1,899.25	(0.75) 305.09	0.19				(20.44)			(0.22) 0.01
	小計	(427.09) 8,555.43	(202.80) 8,124.89	(131.14) 7,744.51	(0.79) 371.69	8.69				(20.44)	(50.43)	(0.04) 0.17	(0.33) 13.04

注 ( ) は、重複する面積で外数。

制限林 市町	総数	国立公園特別地域					自 然 公 園 特 別 地 域					県立公園特別地域			
		総数	特別保護 地区	第一種	第二種	第三種	総数	特別保護 地区	第一種	第二種	第三種	総数	第一種	第二種	第三種
総数	(83.09) 395.03						(83.09) 381.98		(59.56) 56.53	(23.53) 325.45		13.05	1.80	11.25	
神石高原町	(油木)	66.03					66.03			66.03					
	(神石)	(83.09) 315.95					(83.09) 315.95		(59.56) 56.53	(23.53) 259.42					
	(豊松)														
	(三和)	13.05										13.05	1.80	11.25	
	小計	(83.09) 395.03					(83.09) 381.98		(59.56) 56.53	(23.53) 325.45		13.05	1.80	11.25	

単位 面積 : ha

制限林 市町	鳥獣保護法 による特別 保護地区	都市計画法 による 風致地区	文化財保護法及び広島県文化財 保護条例による指定地域				県自然環境保全条例による指定地域				急傾斜地 崩壊危険 区域	地すべり 防止区域
			総数	史跡	名勝	天然記念物	総数	特別地区	動植物	普通地区		
総数	(30.51)		(24.38) 8.21		(24.38) 0.25	7.96	(85.94) 14.09	(85.94) 14.09	(85.94) 13.61	0.48		
神石高原町	(油木)		7.96			7.96	(46.45) 4.63	(46.45) 4.63	(46.45) 4.63			
	(神石)	(30.51)	(24.38) 0.25		(24.38) 0.25							
	(豊松)						(39.49) 9.46	(39.49) 9.46	(39.49) 8.98	0.48		
	(三和)											
	小計	(30.51)		(24.38) 8.21		(24.38) 0.25	7.96	(85.94) 14.09	(85.94) 14.09	(85.94) 13.61	0.48	

## (6) 樹種別材積表

単位 材積：1,000m<sup>3</sup>

林種	樹種	スギ	ヒノキ	マツ	広葉樹
	総数	589	1,650	1,500	1,142
人工林	589	1,650	71	11	
天然林			1,429	1,131	

注 詳細は、年齢別森林資源表に記載。

## (7) 特定保安林の指定状況

該当なし。

## (8) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

市 町	山腹崩壊		地すべり		崩壊土砂流出		総数	
	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積	地区数	面積
総数	686	541	2	5	321	136	1,009	682
神石郡 神石高原町	686	541	2	5	321	136	1,009	682

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

2 四捨五入のため内訳の計と総数は必ずしも一致しない。

## (9) 森林の被害

単位 面積：ha

種類	松くい虫			カシノナガキクイムシ		
	H29	H30	R01	H29	H30	R01
総数	91	91	91			
神石郡 神石高原町	91	91	91			

種類	火災			シカ		
	H29	H30	R01	H29	H30	R01
総数	0.05	0.07	0.60			12
神石郡 神石高原町	0.05	0.07	0.60			12

注1 広島県農林水産局森林保全課調べ。

## (10) 防火線等の整備状況

該当なし。



### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位 戸数：戸

区 分		総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
神石郡	神石高原町	1,926	801	447	406	261	11
総 数		1,926	801	447	406	261	11

注 農林水産省大臣官房統計部「2015年農林業センサス」による。

#### (2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区 分		総 数	公有林	私有林
神石郡	神石高原町	1,754		1,754
総 数		1,754		1,754

注1 広島県農林水産局林業課調べ。

#### (3) 経営管理権及び経営管理実績権の認定状況 該当なし。

#### (4) 森林組合及び生産森林組合の現況

##### ア 森林組合の構成

単位 員数：人，金額：千円，面積：ha

種別	組合名	管轄区域	組合員数	専従職員数	出資金額	組合員所有面積
森林組合	神石郡森林組合	神石高原町	3,420	8		22,568
生産森林組合	三組二戸生産森林組合	三組二戸	64			93

注1 森林組合要覧令和元年度版（平成30事業年度）

2 生産森林組合の組合員所有森林面積は，組合所有森林面積。

イ 森林組合の事業内容

単位 金額：千円

事業の種類		取扱高	事業の内容		該当森林組合	
			種 別	金額		
販売部門	販売事業	104	木材	一般用材	89	神石郡
				パルプ材その他	15	神石郡
			乾しいたけ			
	その他					
	林産事業	57,250	木材	一般用材	57,205	神石郡
				パルプ材その他	45	神石郡
その他						
林産事業 (受託生産)	12,831	木材	一般用材・パルプ	12,831	神石郡	
			その他			
加工部門	加工製造事業		製材品			
			その他			
	加工製造事業 (受託加工)		製材品			
			その他			
森林整備部門	購買事業	2,191	山行苗木		779	神石郡
			肥料		29	神石郡
			林業用機械器具		477	神石郡
			林業用薬剤		112	神石郡
			しいたけ等生産資材		256	神石郡
			その他		538	神石郡
	森林造成事業	197,804	造林	新植	38,351	神石郡
				その他		
			保育		79,685	神石郡
			治山			
			林道		40,244	神石郡
	その他		39,524	神石郡		
	うち 受託手数料	569	造林	新植		
				その他		
			保育			
			林道			
	その他		569	神石郡		
利用及び 福利厚生事業	150,808	病虫害防除				
		調査収入		4,655	神石郡	
		物的施設		3,519	神石郡	
		人的施設				
		林業機械利用料		31,192	神石郡	
		造林補助金取扱手数料		75	神石郡	
		保険取扱手数料		442	神石郡	
		支援交付金手数料等		5,450	神石郡	
その他		105,475	神石郡			
森林整備部門	金融事業	期末貸 出在高	中金資金			
			公庫資金			
			自己資金			
		受取 利息	中金資金			
			公庫資金			
			自己資金			
		手数料	中金資金			
			公庫資金			
			自己資金			
雑収入						

注 森林組合要覧令和元年度版（平成30事業年度）

(5) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分		育林業	素 材 生産業	特用林産 物生産業	林業サー ビス業	木材・ 木製品 製造業	木材卸売 業、製材 業	うち素材 市売市場
神石郡	神石高原町				2	11	16	
総 数					2	11	16	

注 1 平成28年経済センサス

2 木材卸売業は、(一社) 広島県木材組合連合会HPから抽出。

3 うち素材市売市場は、広島県農林水産局林業課調べ。

(6) 林業労働力の概況

単位：人

区 分		総計（非常勤等の役員も含む）							従業員数（経営役員除く）								
		年齢 20未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 64	65 以上	計	年齢 20未満	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 64	65 以上	計
神石郡	神石高原町		8	11	17	13	7	23	79		8	10	14	13	6	3	54
総 数			8	11	17	13	7	23	79		8	10	14	13	6	3	54

注 広島県農林水産局林業課調べ（令和元年度実施のアンケートによる。）

## (7) 林業機械化の概況

機械種名		単位	会社	森林組合	その他 森林組合	個人・ その他	合計
索道	索道重量式	セット	1				1
	索道動力式	セット		1			1
集材機	小型集材機	台					
	大型集材機	台	3	1			4
モノケーブル		台					
リモコンウィンチ		台	1				1
自走式搬器		台					
モノレール		台					
小型運材車	動力20ps未満	台	2				2
	動力20ps以上	台	4			1	5
ホイールタイプトラクタ		台					
クローラタイプトラクタ		台					
育林用トラクタ		台					
フォークリフト		台	7	1			8
フォークローダ		台					
クレーン	運材機能なし	台	1				1
	運材機能あり	台	2	1			3
グラップル	運材機能なし	台	4			2	6
	運材機能あり	台	1				1
トラクタショベル		台	1				1
ショベル系掘削機械		台		2			2
チェーンソー		台	34	26		4	64
チェーンソーリモコン装置		台					
刈払機		台	4	26		1	31
植穴掘機		台					
動力枝打機	自動木登り式	台	1	3			4
	上記以外のもの	台					
苗畑用トラクタ		台					
樹木粉碎機		台					
フェラーバンチャ		台					
スキッド		台					
プロセッサ		台					
ハーベスタ		台	1	2			3
フォワーダ		台	1	3			4
タワーヤーダ		台					
スイングヤーダ		台	1	3			4
その他の高性能林業機械		台		1			1
グラップルソー		台	4				4

注 広島県農林水産局林業課調べ

(8) 作業路網等の整備の概況

単位 延長：m

区 分		路線数	延長
神石郡	神石高原町	294	216,156
総 数		294	216,156

注 広島県農林水産局林業課調べ（平成31年3月31日現在）

#### 4 前期計画の実行状況

##### (1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千 $m^3$ ，実行歩合：%

区 分	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	113	186	299	110	48	158	97	26	53
針葉樹	66	186	252	42	48	90	64	26	36
広葉樹	47	—	47	68	—	68	145	—	145

##### (2) 間伐面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
1,676	1,568	94

##### (3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

総 数			人工造林			天然更新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
549	758	138	275	137	50	274	621	227

##### (4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：m，実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	2,000	0	0	—	—	—
うち林業専用道	—	—	—	—	—	—

##### (5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

###### ア 保安林の指定又は解除の面積

単位 面積：ha，実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総数（実面積）	8,939	8,915	100	2.81	0.00	0
水源涵（かん）養のための保安林	8,383	8,366	100	2.81	0.00	0
災害防備のための保安林	491	466	95	—	—	—
保健・風致の保存等のための保安林	90	83	92	—	—	—

###### イ 治山事業の数量

単位 地区数，実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
保安施設事業	7	0	0

## 5 今期計画の明細

### (1) 伐採材積及び人工造林・天然更新の明細

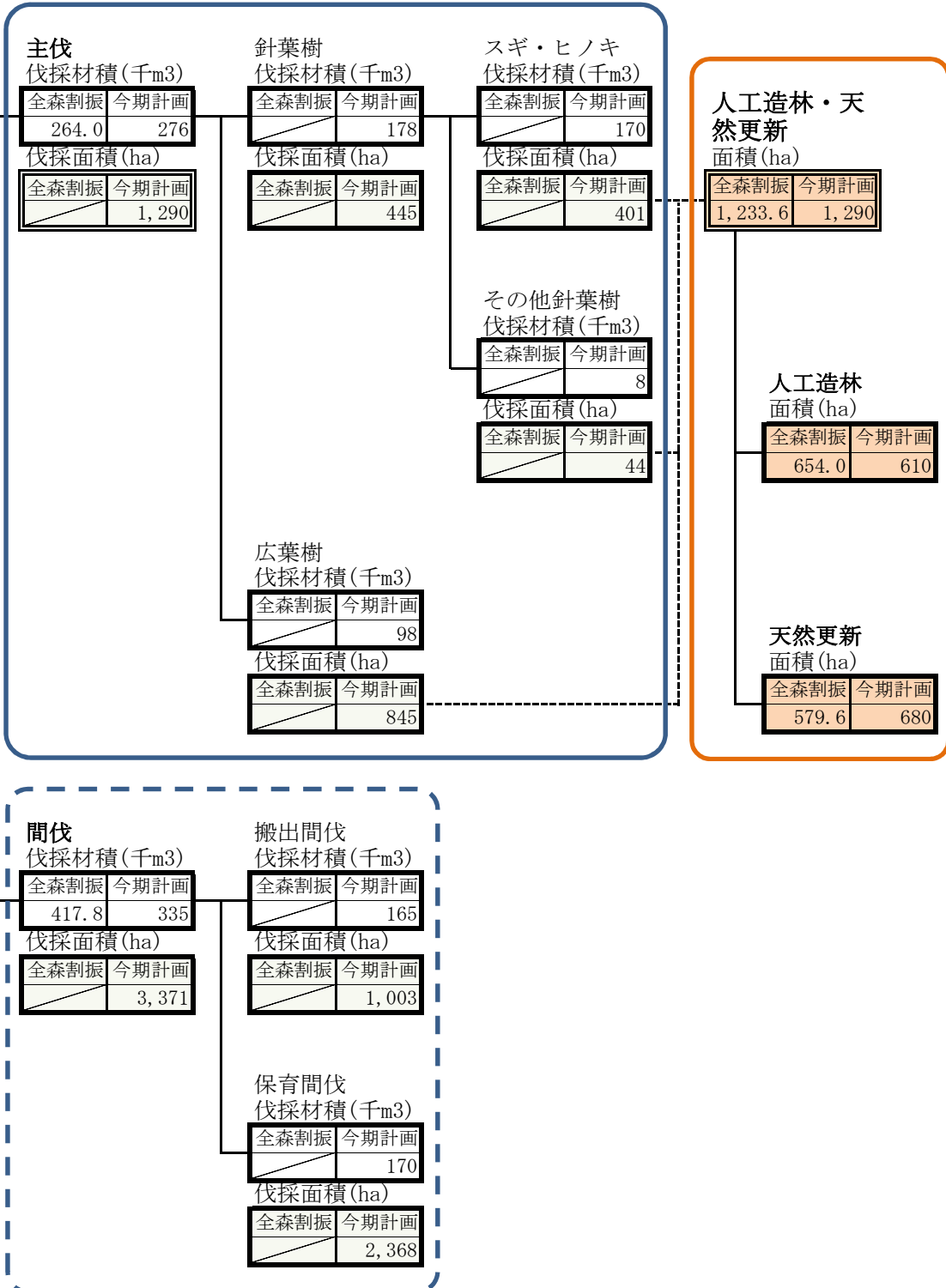
#### 主伐・間伐

伐採材積(千m3) 伐採面積(ha)

全森割振	今期計画	全森割振	今期計画
681.8	611		4,661

全森割振：全国森林計画（計画期間：H31.4.1～H43.3.31の15年間）により、当該計画区に割り振られている計画量（今期計画に対応する期間分）

今期計画：地域森林計画（計画期間：R03.4.1～R13.3.31の10年間）の計画量



## 6 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

### (1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、 工場等建物 敷地及び その附帯地	ダム・道路	採石採土	その他	合計
—	—	0	1	—	1	2

注1 農用地は、田、畑及び果樹園等である。

2 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。

### (2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
7	—	14	21

注 四捨五入のため、内訳の計と合計は必ずしも一致しない。



# 7 林分密度管理図

(1) スギ林の収量比数 $R_y$ による管理表

		上層樹高 m																																										
		数字は収量比数 ( $R_y$ )																																										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31												
立木密度	3000	0.05	0.13	0.23	0.32	0.40	0.48	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.82	0.86	0.89	0.92	0.95	0.98	1.00																									
	2900		0.05	0.13	0.23	0.31	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.97	0.99																								
	2800			0.05	0.13	0.21	0.29	0.38	0.46	0.55	0.62	0.68	0.74	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00																							
	2700				0.21	0.29	0.37	0.45	0.52	0.59	0.64	0.70	0.74	0.79	0.83	0.86	0.89	0.92	0.95	0.97	0.99																							
	2600					0.20	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.68	0.73	0.77	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.98																						
	2500						0.27	0.35	0.43	0.50	0.56	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99																					
	2400							0.34	0.42	0.48	0.55	0.60	0.66	0.70	0.75	0.79	0.82	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00																				
	2300								0.33	0.40	0.47	0.53	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.95	0.97	0.99																			
	2200									0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00																		
	2100										0.38	0.44	0.50	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00																
	2000											0.37	0.43	0.49	0.54	0.60	0.64	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.91	0.93	0.95	0.97	0.99	1.00														
	1900												0.35	0.41	0.47	0.53	0.58	0.63	0.67	0.71	0.75	0.77	0.81	0.84	0.87	0.89	0.91	0.94	0.96	0.97	0.99													
	1800													0.34	0.40	0.46	0.51	0.56	0.61	0.65	0.69	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99											
	1700														0.38	0.44	0.49	0.54	0.59	0.64	0.67	0.71	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99										
	1600															0.42	0.47	0.52	0.57	0.61	0.65	0.69	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.86	0.88	0.91	0.92	0.94	0.96	0.98	0.99									
	1500																0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.70	0.73	0.76	0.79	0.82	0.84	0.86	0.89	0.91	0.92	0.94	0.96	0.97	0.99								
	1400																	0.48	0.52	0.57	0.61	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.80	0.83	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.95	0.97	0.98								
	1300																		0.46	0.50	0.54	0.58	0.62	0.65	0.68	0.71	0.74	0.77	0.79	0.82	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.93	0.95	0.96	0.98	0.99				
1200																			0.52	0.55	0.59	0.62	0.66	0.69	0.72	0.74	0.77	0.79	0.81	0.84	0.86	0.87	0.89	0.91	0.93	0.94	0.95	0.97						
1100																				0.49	0.53	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.93	0.94					
1000																					0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.63	0.66	0.69	0.71	0.74	0.76	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.89	0.90	0.92					
900																						0.43	0.46	0.50	0.53	0.56	0.59	0.62	0.64	0.67	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.82	0.84	0.85	0.87	0.88			
800																							0.39	0.43	0.46	0.49	0.52	0.55	0.58	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83	0.85		
700																								0.39	0.42	0.45	0.48	0.51	0.53	0.56	0.59	0.61	0.63	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.77	0.79	0.80		
600																									0.38	0.41	0.43	0.46	0.49	0.51	0.53	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.68	0.70	0.72	0.74	0.75		
500																									0.33	0.36	0.38	0.41	0.43	0.45	0.48	0.50	0.52	0.54	0.56	0.58	0.60	0.62	0.64	0.66	0.67	0.69		
400																										0.30	0.32	0.35	0.37	0.39	0.41	0.43	0.45	0.47	0.49	0.51	0.53	0.55	0.56	0.58	0.60	0.61		
300																										0.24	0.26	0.28	0.30	0.31	0.33	0.35	0.37	0.39	0.40	0.42	0.44	0.46	0.47	0.49	0.50	0.52		
200																											0.20	0.21	0.23	0.24	0.26	0.27	0.29	0.30	0.31	0.33	0.34	0.36	0.37	0.38	0.40			
100																												0.11	0.12	0.12	0.13	0.14	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20	0.20	0.21	0.22	0.23		

		上層樹高(m)																														
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
地位	1等地 (地位指数で25.6m程度)	10	10	11	12	14	15	16	17	18	20	21	23	25	27	29	31	34	37	40	45	50	57	68	91	100以上						
	1~2の中間 (地位指数で22.4m程度)	10	11	13	14	15	16	18	19	21	23	25	27	29	32	35	39	44	49	57	70	100以上										
	2等地 (地位指数で19.2m程度)	11	13	14	16	17	19	21	23	25	27	30	34	38	42	49	57	73	100以上													
																									林齢(年)							

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる

# 7 林分密度管理図

(2) ヒノキ林の収量比数Ryによる管理表

		上層樹高 m																									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
立木密度本/ha	3000	0.02	0.07	0.14	0.22	0.32	0.41	0.50	0.58	0.66	0.72	0.78	0.84	0.88	0.92	0.96	0.99										
	2900	0.02	0.06	0.13	0.21	0.31	0.40	0.49	0.57	0.65	0.71	0.77	0.83	0.87	0.91	0.95	0.98										
	2800	0.02	0.06	0.13	0.21	0.30	0.39	0.48	0.56	0.63	0.70	0.76	0.81	0.86	0.90	0.94	0.97	1.00									
	2700	0.02	0.06	0.13	0.21	0.29	0.38	0.47	0.55	0.62	0.69	0.75	0.80	0.85	0.89	0.93	0.96	0.99									
	2600	0.02	0.06	0.12	0.20	0.28	0.37	0.46	0.54	0.61	0.68	0.74	0.79	0.84	0.88	0.92	0.95	0.98									
	2500	0.01	0.06	0.12	0.19	0.28	0.36	0.44	0.52	0.60	0.68	0.75	0.78	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	1.00								
	2400	0.01	0.05	0.11	0.19	0.27	0.35	0.43	0.51	0.58	0.65	0.71	0.77	0.80	0.85	0.89	0.92	0.96	0.99								
	2300	0.01	0.05	0.11	0.18	0.26	0.34	0.42	0.50	0.57	0.64	0.70	0.75	0.80	0.85	0.89	0.92	0.95	0.98								
	2200	0.01	0.05	0.10	0.17	0.25	0.33	0.41	0.48	0.56	0.62	0.68	0.74	0.79	0.83	0.87	0.91	0.94	0.97	0.99							
	2100	0.01	0.05	0.10	0.17	0.24	0.32	0.39	0.47	0.54	0.61	0.67	0.72	0.77	0.82	0.86	0.90	0.93	0.96	0.98							
	2000	0.01	0.04	0.10	0.16	0.23	0.31	0.38	0.46	0.53	0.59	0.65	0.71	0.76	0.81	0.86	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00						
	1900	0.01	0.04	0.10	0.15	0.22	0.30	0.37	0.44	0.51	0.58	0.64	0.69	0.74	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98						
	1800	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.28	0.35	0.42	0.49	0.56	0.62	0.67	0.72	0.77	0.81	0.85	0.89	0.92	0.94	0.97	0.99					
	1700	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.27	0.34	0.41	0.48	0.55	0.60	0.65	0.71	0.75	0.79	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00				
	1600	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.26	0.32	0.39	0.46	0.52	0.58	0.63	0.69	0.73	0.78	0.82	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.99				
	1500	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.24	0.31	0.37	0.44	0.50	0.56	0.61	0.67	0.71	0.76	0.81	0.85	0.88	0.91	0.94	0.96	0.99				
	1400	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.29	0.36	0.42	0.48	0.54	0.59	0.64	0.69	0.73	0.77	0.81	0.84	0.88	0.90	0.93	0.95	0.98	1.00			
	1300	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.28	0.34	0.40	0.46	0.51	0.57	0.62	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00		
	1200	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.26	0.32	0.38	0.43	0.49	0.54	0.59	0.64	0.68	0.72	0.76	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.94	0.96	0.98	1.00	
	1100	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.28	0.35	0.41	0.46	0.51	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00	
	1000	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.28	0.33	0.38	0.43	0.49	0.53	0.58	0.61	0.65	0.69	0.73	0.77	0.80	0.83	0.86	0.89	0.91	0.93	0.95	0.98	1.00
	900	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.35	0.40	0.45	0.50	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00		
	800	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.32	0.37	0.42	0.47	0.51	0.55	0.59	0.63	0.67	0.71	0.75	0.79	0.82	0.85	0.88	0.91	0.93	0.96	0.98	1.00	
	700	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.34	0.38	0.43	0.47	0.51	0.55	0.59	0.62	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.00	
	600	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.30	0.34	0.38	0.42	0.46	0.50	0.54	0.57	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.87	0.90	0.93	0.96
	500	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.37	0.41	0.45	0.48	0.52	0.55	0.58	0.61	0.64	0.67	0.70	0.73	0.76	0.79	0.82	0.85	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98
400	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.32	0.35	0.38	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.63	0.66	0.69	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	
300	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.37	0.40	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.63	0.66	0.69	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	
200	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.37	0.40	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.63	0.66	0.69	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	
100	0.01	0.04	0.10	0.15	0.21	0.37	0.40	0.42	0.45	0.48	0.51	0.54	0.57	0.60	0.63	0.66	0.69	0.72	0.75	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	

3000本植栽

2000本植栽

赤いエリアは収量比数Ryが0.80を超える林分で、肥大生長に影響するほか、冠雪害を受けやすいため、収穫直前以外の管理では白いエリアになるように管理する。

保育間伐のエリア

収入間伐・主伐のエリア

白いエリアは、赤いラインから離れるほど、それぞれの上層樹高に対して本数が少なく、材積の収穫量が小さくなる。

表の数字は、混み合い度の指標で収量比数(RY)を表示している。最多密度(ある樹高での上限の本数密度)を1としたときの相対的な混み具合を示す。

		上層樹高(m)																									
		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26						
地位	1等地 (地位指数で20.5程度)	10	11	12	14	15	17	19	21	23	25	28	30	33	37	41	46	53	61	75	100以上						
	1~2の中間 (地位指数で18.5程度)	11	12	14	16	17	19	22	24	27	30	33	37	42	48	55	67	89	100以上								
	2等地 (地位指数で16.4程度)	12	14	16	18	20	23	26	29	33	37	43	50	59	76	100以上											

※↑枠内の数字は、その樹高に到達する林齢のこと 1~3等地で変わる